

議長／ただいまから令和7年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、次世代・都民ファースト・立憲の会を代表して、21番ふかみ貴子議員。

ふかみ議員／令和7年第3回定例会に当たり、次世代・都民ファースト・立憲の会を代表して質問いたします。

令和6年度決算について、お伺いします。

本区は、自主自立の行財政運営を掲げ、将来にわたり質の高い行政サービスを継続的、かつ安定的に提供することを目指してきました。

樋口区政1期目に策定された「第4次基本構想」と「今後の行財政運営の考え方」にも示されており、令和6年度は、策定後の初の決算です。

構想が、予算や事業にどう反映されたかを検証する重要な機会です。

区長は日頃から現場主義を大切にされ、区民のニーズや課題の把握に努められています。

だからこそ、今回の決算で問われるのは、何に軸を置きどのように優先順位をつけ、どれだけ達成したのか。

複雑化する社会課題の中で、それらを次年度へどうつなげるのかという点です。

そこでお伺いします。

樋口区政2期目が始まり、初の決算審査でもある大切な節目と捉えていますが、どのように決算を評価し今後の区政運営につなげていくお考えでしょうか。

次に、定期監査結果報告書で指摘のあった人材育成についてお伺いします。

区役所は、地域で信頼できる身近な存在として、質の高い行政サービスを提供し続けることが求められています。

一方で、多様化する区民ニーズに応える力やカスタマや不当要求に対応するスキル、そしてDXの進展に合わせて業務を遂行する力など、要求水準は年々高まっています。

こうした高い要求に対して、現状は、勤務10年未満の正規社員（？）が半数を超え、中堅社員（？）の離職も重なり、経験の継承が難しい状況です。

育成や支援体制の拡充、若手が気軽に相談できる環境づくり、職員間の関係の質の向上は急務です。

これらを補うようにマネジメント層がプレイヤーを兼務する中で、人的起因リスクを抑制する内部統制の強化も求められています。

課題が連鎖している状況から抜け出す発想が求められています。

解決には、属人的になりがちな中堅職員が持つ経験知を組織知へと転換することが不可欠です。

仕組み化による経験知の効率的な共有、シンギュラリティを見据え、中堅職員の業務の自動化や相談体制の可視化は、いずれも有効と考えます。

変化への不安とリスク、これらへの対応策の十分な検討も必要でしょう。

経験が浅くとも短期間で力を発揮し、活躍できる環境を整えることが急務だと考えます。
以上を踏まえた上で伺います。

このような状況下で指摘事項の改善に取り組み、区民サービスの質を担保しながらどのような人材育成、職場環境の整備を進めていく御予定か、現在取り組まれていることも交えて御答弁をお願いします。

続いて、決算の結果がその後の審査・監査を経て、次の施策にどう生かされるのか。

事業におけるE B P Mの活用について伺います。

区長の招集挨拶のとおり、財政の健全化指数や適正な予算執行は、全庁の努力の成果と評価します。

特に、将来世代に負担を残さない計画的な事業推進は、高く評価できます。

今後も、物価高騰によるコスト増への対応。

大規模災害など、複雑化する課題への備え。

そして、第4次基本構想の実現に向けた積極的な施策展開を期待します。

一方で、社会情勢の変化により政策の優先順位の見直しを迫られる場面が増えています。

その中で、何を根拠に政策を立案し、どう評価するのか。

必要に応じて、区民が納得できる説明も欠かせません。

現場判断も大切ですが、客観的な調査データに基づく意思決定を示せば、施策への信頼は一層高まります。

そこで伺います。

決算では、実際に執行された予算の成果と課題が明示され、事業ごとの費用対効果や執行率の分析も可能ですが、それらは、次年度予算と施策にどのように活用されているのでしょうか。

例えば、成果が高かった事業は継続・拡充、効果が薄かった事業は縮小・廃止、新規事業は過去の実績や課題を踏まえて設計などです。

また、E B P Mの活用は、これまでも区議会で提案されてきたと思いますが、これまでの検討や活用の実績についてお示しください。

地域における空洞化や希薄化の回避策について、お伺いします。

大都市は、人を惹きつける力を持ちながらその一方で、住民のつながりが希薄化しコミュニティが空洞化する矛盾を抱えています。

千代田区もその例外ではありません。

遠心力が働き始めている今、これまでの経験知を生かし、人口の推移だけでなく「住み続けられる街」を維持することが重要だと考えます。

現在、区の人口増加の伸びが鈍化しており、人口推計による年齢構成を見ると、今後は、高齢化の進行が顕著になることが示唆されています。

2020年には、高齢者世帯のうち高齢者のみの世帯が75%でした。

つまり、4世帯のうち3世帯が高齢者だけで暮らしているという現実があります。

こうした中で、「住み続けられる街」を実現するには、何ができるでしょうか。

2010年代前半、アメリカの社会福祉学者ブレネー・ブラウン氏が注目を集めました。彼女は、自分の弱さをさらけ出すことが人と人を結びつけ、共感や創造性を育み、社会に愛や喜びをもたらすと説きました。

また、集団社会における完璧主義や見せかけの強さといった圧力と向き合い、脆弱さを共有するリーダーシップが必要だと唱えました。

これは、私たちがよく使う社会課題の定義を広げる視点です。

ペイン（感情を伴う痛み）に寄り添う社会という視点です。

痛みには2つあります。

1人では耐え難い痛みと挑戦の力に変えられる痛みです。

この考え方は、2010年代に普及したDX改革のユーザー起点のペイン分析の発想に広がっていきました。

日常の、面倒くさいな、イライラするななど、感情を伴う痛みを掘り起こし、それを解消する仕組みに変える。

アマゾンやグーグルといった先進企業は、こうした生活の痛みに寄り添い、挑戦に変えることで世界や社会を変える存在となりました。

また、これらの成功体験を基に、社会において果敢な挑戦に伴う失敗そのものが高く評価されていきました。

忘れてはいけないのは、ブラウン氏の言う挑戦が、単なる技術や事業の話ではないということです。

不安やリスクといった痛みを乗り越え、挑戦することで誰かの痛みを和らげ、その方の笑顔につながる時、挑戦者自身が力を得て実感を伴う社会の成長につながるということです。

社会に不安が広がる今、私たちは、区民の負担の軽減にとどまらず、公的支援で挑戦のハードルを下げ、痛みを挑戦のエネルギーに転換する装置をつくることこそ重要だと考えます。

一人では耐えがたい痛みに寄り添うことはもちろんのこと、現役世代とともに、挑戦する場を創出することが求められていると考えます。

この表は、地域における空洞化や希薄化の潜在的な課題を整理したものです。

1. 都市経済の歪み、2. 人手不足と超高齢化、3. 現役世代の定住困難と文化の衰退、4. 多文化共生の課題。

一見ばらばらに見えますが、共通するのは、人が住み続けにくい街になってしまうリスクです。

だからこそ、今、備えを進めれば、新たに千代田区で暮らし始める方々も地域に溶け込む機会が増え、既存のコミュニティーも広がっていきます。

安心と安全を保ちながら、共助のまちを育むことができます。

これこそが、人生100年時代にふさわしい千代田区のナラティブだと考えます。

そこでお伺いします。

人口だけでは測れない、居住継続年数、定着率などを市（？）の指標に追加することが賢明だと考えますが、区の見解をお聞かせください。

第1に、長期空き住宅問題についてお伺いします。

令和6年の千代田区住宅白書によれば、居住世帯のない住居の割合は、2008年29.6%、2018年15.7%、2023年12.6%へと低下しています。

国際的に見ると、米国国勢調査局の統計では、ニューヨーク市は2018年9.5%、英国統計局（ONS）の統計では、ロンドン市は2021年8%です。

本区の水準は、現時点でもこれらを上回っています。

世界の投資家が都市を比較するとき、地域の空洞化や治安・行政負担など、空き家が生む社会的コストを低く見積もる都市は、短期の転売取引が集まりやすくなります。

短期利益を狙う資金が流入すると、住宅は暮らすための器ではなく、回転させる資産として扱われがちです。

その結果、投機が実需に先行し、住みたい・住み続けたい人が価格面で押し出され、供給の設計も暮らしの質から離れていきます。

空き家が長期化すれば、問題は住宅だけにとどまりません。

スーパーやクリニックといった生活の基盤となる店舗が撤退し、暮らしは不便になります。若い世代の定住も進みません。

祭りや伝統の担い手が減り、地域活動は衰え治安リスクも高まります。

まちは住めないまちとなり、文化と都市ブランドが傷つきます。

結果として、住民税が落ち、区財政と地域経済の循環も弱まります。

そこでお伺いします。

千代田区住宅白書によると、令和3年度第7次の住宅マスタープラン空き家対策の推進による地域の活性化の項目に、区市町村による空き家の実態把握と計画的な対策の推進とありますが、取組状況をお聞かせください。

第2に、介護と支援の担い手不足についてお伺いします。

介護業界では、慢性的な人手不足が続いています。

令和5年度の都内における介護職の有効求人倍率は7.61倍と、全職業平均1.49倍を大きく上回り、求職者不足が深刻です。

団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には、高齢者人口がピークを迎える一方、現役世代は急減し、人材確保はさらに困難となります。

全国で約272万人の介護職員が必要とされ、22年度比で約57万人の増員が不可欠です。

千代田区が令和6年に策定した第9期高齢者プランにおいても、「介護事業所の人材不足の状況は、依然として厳しい」との認識が示されており、既存の介護人材の質の向上や新た

な人材の確保に加え、区の特性である学ぶ意識の高い区民を巻き込んだ人材活用の推進が、方向性として掲げられています。

そこでお伺いします。

千代田区区内の介護事業所における介護職員の必要人数と、現在の充足率や定着率についてどのように把握されていますか。

学ぶ意識の高い区民を巻き込んだ人材活用の推進など、人員確保を支援する取組が必要と考えますが、区の見解をお聞かせください。

また、今後さらに人材確保が厳しくなることが予想される中、D Xを活用した業務効率化と職場環境の改善は不可欠です。

職員間の連携を迅速化し、業務連携を円滑にするためのインカムやチャットツールの活用状況はいかがでしょうか。

介護職・福祉職においては、介護や相談の記録業務が大きな負担となっているとの声が多く聞かれます。

人材不足を業務削減で補うため、音声入力やスマートフォンによる記録など、デジタル化による作業時間の短縮支援について、区としての検討状況をお聞かせください。

D Xを活用した介護人材支援の取組に関する区の方針をお示してください。

第3に、老舗・伝統行事・地域文化の継承と活性化についてお伺いします。

区の人口増加率は鈍化しています。

転入出では、20代の流入が大きい一方で、近年は30代で転出超過となる年もあり、若年単身の短期居住や子育て世代の区外転出が傾向です。

これでは、高齢化も含めて、伝統行事や地域文化の担い手不足も懸念されます。

区には、区内中小企業とスタートアップの協創・C u l t u r e & T e c h がございますが、起業家本人の移住・定住につながる動線は、なお強化の余地があると考えます。

起業家が、働きに来るだけでなく、千代田区に住み、生活の場を共有することで地域に根差した新たな事業が生まれる可能性が高まります。

協創を通じて、現役世代の定住率が改善し、区内企業の受注や雇用拡大、賃金上昇も期待できます。

また、若い起業家と地域の担い手が協力し、文化や伝統を利活用した新規事業に挑戦する場も創出できます。

既に、新婚・子育て世帯が区外から転入する場合、次世代育成住宅助成がございます。

地域の老舗・伝統行事・地域文化の承継・利活用に資する新規事業に取り組むことを要件とし、対象を起業家本人に広げ、引っ越し一時金などの支援を検討してはどうでしょうか。

なお、法人ではなく、現役世代の起業家本人への移住・定住インセンティブは、23区内では空白領域です。

ここでお伺いします。

既存プログラムの実績を踏まえ、来年に向けて、上記プログラムの制度設計を検討するこ

とについて、区の御所見を伺います。

第4に、外国人住民の増加と多文化共生についてお伺いします。

千代田区の外国人人口は増加しており、この傾向は今後も続くと思われています。

2010年代に諸外国が次々と整備した状況に比べると、日本には、誰を受け入れるかを定める移民政策はございますが、受け入れた後にどう共に暮らすかを示す統合政策は、自治体ごとに整備状況が異なります。

書類で説明するだけで、行動変容につながることは、日本人同士でも容易ではありません。

双方向の対話を通じて理解が深まり、初めて期待した行動につながります。

外国人の方々が地域のルールを学び、私たちもそれぞれの習慣を知ることによって、誤解や摩擦は、理解と協力へ変わります。

こうした多様性の経験を地域の力に変える仕組みが必要です。

これは単なる共存ではなく、地域に、秩序と安心をもたらす共生の力です。

諸外国の統合プログラムには、まず生活オリエンテーションとして、医療・教育・住まい・ごみ出しなどを学んでいただく内容があります。

次に、価値やルールの学びとして、防災や防犯、税や社会保障、法律の仕組みなどを伝えるものがあります。

さらに、地域活動への参加として、町会やボランティアなどの関わりの機会を提供します。

加えて、言語教育だけでなく、民主主義や歴史、文化を学び、社会全体の理解を深める工夫が講じられています。

それらを踏まえ、御質問いたします。

区としても、課題と捉えていると思われそうですが、現在の課題認識と課題解決に向けた検討状況をお聞かせください。

また、具体的にどのような準備を進めていくお考えなのか、お示しください。

最後に、老朽化した区有施設の大規模改修と暫定活用財産について伺います。

本定例会では、アーツスクエア改修工事が老朽化等に伴う建て替えに係る議案として提案されています。

また、学校関係では、和泉小学校の建て替えが予定されており、隣接する和泉公園と一体で整備していくことも検討しているとの説明が特別委員会などでございました。

いずれも機能更新により、文化芸術活動が地域の憩いの場の質が高まることを期待します。とりわけ、動線などの面で複雑な複合施設だったちよだパークサイドプラザは、学校建て替えの公園の一体整備で施設利用者だけでなく、周辺の皆様の憩いの場になることが期待されます。

一方で、区立施設の多くは老朽化が進み、今後も大規模改修や建て替えが続きます。

休止できない福祉施設や学校では、代替施設、代替用地の確保と段取りが不可欠です。

新規取得が困難であれば、既存の区有地・区有施設を活用し、計画的に準備を進める必要があります。

第2回定例会で入山議員が、改修・建て替えを見据えた暫定活用財産の方針提示を要請し、区は「大規模区有地は、将来の需要に備える重要資産。計画的保有、準備が不可欠で方針を整理する」と答弁いたしました。

それらを踏まえ、伺います。

区として課題と捉えていると思われますが、現在の課題認識と課題解決に向けた検討状況をお聞かせください。

また、具体的に、どのような準備を進めていくお考えなのかお示しください。

以上、今後へつながらる明快な御答弁をお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／ふかみ議員の令和6年度決算についての御質問にお答えします。

令和6年度は、コロナ禍からの回復期を迎える中、新たな日常への適応と区民生活の質の向上を目指し、ライフステージに応じた多角的な施策を展開してまいりました。

特に子育て世代への支援強化、物価高騰の影響が長期化する中で、区民の暮らしを支援する取組などを実行できたと考えております。

主要施策の成果でお示ししました令和6年度の決算分析に加え、現在の取組状況や課題、さらには社会情勢や区民ニーズの変化を的確に捉え、令和8年度の予算編成へとつなげてまいります。

そのためには、私自身のリーダーシップとともに、現場で業務に当たる職員の主体的な取組も必要です。

現在、組織風土の変革に取り組んでおりますように、令和6年度に策定したパーパスの浸透を通じて、職員一人一人の意識改革を図るだけでなく、一人一人の働きやすさが向上しているか、抱えている業務が効率化しているか、お互いがよりよくコミュニケーションできているか、こうした活性化など、職員が前向きに挑戦することができる、やりがいを感じられることができる、そうした組織風土の醸成に向けて一丸となって取り組んでおります。

こうした観点から、これまで以上にボトムアップを意識し、職員とともに、区民の皆様の期待に応える予算を検討し、必要な施策を検討してまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／ふかみ議員の介護と支援の担い手不足についての御質問にお答え申し上げます。

まず、介護職員の必要人数と現在の充足率・定着率の把握についてでございます。

現行の高齢者プランの策定に当たり、令和5年度に本区で実施いたしました介護人材実態調査では、約7割の事業所において人手不足を感じているという結果が確認されております。

このため、令和7年度予算におきましても、産休・育休等代替職員確保助成や研修費用助成、あるいは永年勤続表彰など、人材確保支援の拡充策を盛り込んでいるところでございます。

しかしながら、これで万全という状況には至っていないと認識しておりますゆえ、今後、効果的な支援策につきまして、引き続き検討を進めてまいります。

次に、「学ぶ意識の高い区民」を巻き込んだ人材活用の推進についてでございます。

地域の高齢者が、他者に喜んでもらえる、地域に貢献できているといった感覚を日頃から持ち、互いに支え合いながら生活をする、このような地域社会を行政としても目指してまいりたいと考えております。

したがいまして、認知症サポーター養成講座の開催や民生児童委員などをはじめとした見守り活動に加え、本年8月から社会福祉協議会と連携して開始をいたしました、新たな居場所づくり事業、地域活動へのきっかけづくりの場を提供する事業につきまして、より一層、発展をさせてまいります。

最後に、DXを活用した介護人材支援の取組に関する区の方針についてでございます。

区内介護施設におきましては、職員間の連絡の迅速化のためにインカム等を使用するという事例も聞いてございます。

また、音声入力やスマートフォンによる記録機器に加えまして、各種センサーなどにより高齢者を見守るシステムや、移乗、入浴、排せつ等の介助の際にアシストを行う機器など、介護職員や高齢者の身体的負担の軽減や業務の効率化のための技術開発は日々進んでいる状況であると認識しております。

したがいまして、本区といたしましては、このような介護分野における社会状況、あるいは他団体の事例等も参考としつつ、DXを活用した介護人材支援の具体策につきまして、検討を進めてまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／ふかみ議員の老舗・伝統行事・地域文化の継承と活性化に関する御質問にお答えいたします。

千代田区の持続的な成長・発展を目指して、令和5年度から、千代田カルチャーテックという産業コミュニティを立ち上げ、主にスタートアップに重点を置いた支援を行ってまいりました。

また、今年度からは、地域産業の担い手である区内中小企業の課題解決を支援するため、

オープンイノベーション手法を活用しながら、共創と協働による新たな価値創出を目指す事業、千代田Co-creation Challengeを実施しており、現在は区内中小企業4社の課題解決支援に取り組んでおります。

次年度以降につきましては、地域文化や伝統行事等も含めた地域特性を生かした産業振興や、各地域で活躍するステークホルダーとの連携強化によって、より効果的な施策を実施するための活動拠点を整備し、新たな挑戦に意欲的に取り組むスタートアップや区内中小企業を支援してまいります。

地域に根づく区内中小企業と、新たな産業・文化の担い手になり得るスタートアップ企業を両軸で支援することで、区内における雇用の創出、昼間人口の増加、既存産業のアップデート、新産業の成長等につなげ、ひいては、まちのにぎわいや区のブランド価値向上に寄与するよう取り組んでまいります。

なお、老舗、伝統行事、地域文化を承継・活用し、新たな取組を起こす、いわゆるカルチャープレナーの居住誘導については、今後の活動拠点整備も含めて、まちづくり所管も交えて研究してまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／ふかみ議員の外国人住民増加と多文化共生に関する御質問についてお答えいたします。

区内の外国人人口が増加する中、本区では、外国人の転入時に多言語での資料配布や区ホームページの多言語による案内を行うなど、多文化共生に向けた取組を進めてまいりました。

一方、最近では、窓口において対応に苦慮する事例や生活習慣の違い等からトラブルに発展する事例など、実務的な課題も見受けられるようになりました。

多文化共生社会の実現に向けては、外国人住民においても、秩序を持ってルールを守ってもらうことが重要と考えております。

現在、地域の多文化共生の現状や課題を把握した上で、区としての考え方や取組を計画として示せるよう、学識経験者や弁護士、区民等からなる外部の検討委員会と庁内の検討委員会の設置に向けた準備を進めております。

今後は、国の動向なども踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／ふかみ議員の空き家の実態把握と計画的な対策の御質問にお答えします。

住宅の高騰や賃貸価格の上昇など区民生活に大きな影響がある中で、空き家を活用した住

宅供給も重要であると認識しております。

国の調査によりますと、令和５年に区内に約５３００戸の空き家があり、まずはこのうちの共同住宅で賃貸の空き家約３７００戸について実態把握を行っていきます。

今年度、事業者へのヒアリング調査などで傾向を把握することに加え、今年度末に公表される都の空き家の実態調査結果を基に、区でも調査を実施し、空き家の原因や期間などの詳細な把握に努めてまいります。

同時に、施策につきましても検討してまいります。

老朽化した空き家のマンション対策などでは、全ての建物を建て替えることは建設コストや人件費の高騰を考慮すると現実的ではなく、サステナブルでエコであるリノベーションの活用などを検討してまいります。

こうした取組を通じて、都のアフォーダブル住宅の施策とも連携しながら、手頃な価格で住むことができる住宅供給を促進し、生活環境、経済、コミュニティ、文化と都市ブランドなどの課題の解決を目指してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／ふかみ議員の令和６年度決算についての御質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

令和６年度一般会計の執行率は８５．６％と、前年度比で０．２ポイント改善し、不用額においても約９６億円と、前年度の約１１２億円から縮小しました。

決算は、施策の成果と課題を検証する重要な契機であると認識しています。

執行率のみならず、様々な視点から、分析・検証を行い、より実効性のある施策の展開につなげてまいります。

また、令和７年度の予算編成では、ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）の視点を取り入れ、現状、課題、対象者など、数値的な根拠を踏まえた予算編成に努めてきました。

これにより、政策立案の透明性、事業の目的や必要性の明確化が図られたものと考えております。

令和８年度の予算においても、ＥＢＰＭの視点を取り入れた編成に努めてまいります。

また、議員御指摘の住み続けられる街の維持に向けての指標につきましても、様々な検討をしていきたいと思っております。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／ふかみ議員の暫定活用財産の活用に関する御質問にお答えします。

公共施設の整備や大規模改修に当たり、必要な用地を計画的に確保することは重要な課題です。

区内の大規模な用地は非常に希少であり、特にまとまった規模の暫定活用財産には、将来の施設整備を見据えた計画的な対応が求められます。

このため、一定規模以上の暫定活用財産を新たに留保財産と位置づけ、将来の活用を見据えて計画的に保有・活用したいと考えております。

現在、留保財産の定義や基準、考え方を整理していますが、現時点の候補地として、旧永田町小学校、旧九段中学校、小川広場、旧今川中学校の4か所が挙げられます。

老朽化等により活用が難しい建物については、今後、解体などの措置を講じた上で、土地については将来の行政需要の備えとして活用していきたいと考えております。

今後、庁内検討を重ね、留保財産に関する考え方がまとまり次第、議会にもお示ししてまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／ふかみ議員の人材育成等に関する御質問にお答えいたします。

これまで区は、令和5年3月に策定した人材育成基本方針に基づく職員研修計画により、採用以降の職層ごとに様々な法令や実務上の知識、能力が習得できるよう計画的に研修を実施しております。

予算や会計などの実務研修では、職員が講師を務めることで、研修生とともに各種法令への理解を改めて深める機会を創出しております。

しかしながら、今般の監査委員による指摘、特に指導・育成する立場の先輩職員や上長の一部に事務処理に対する知識や理解が不十分である傾向が見受けられるとの指摘は、大変重く受け止めております。

御指摘いただいた内容を全ての職員が自分事として真摯に受け止め、今後の業務に取り組むよう庁内で徹底してまいります。

また、人材の流出を防止するためには、給与を中心とした処遇面やワークライフバランスの推進とともに、やりがいを持って業務に臨むことができる魅力ある職場づくりや、良好なコミュニケーションが築かれた風通しのよい職場環境などにも取り組んでいく必要があると考えます。

これらの取組を同時に進めることで、区民サービスの質をさらに向上させてまいります。

議長／次に、千代田区議会自由民主党を代表して、11番はやお恭一議員。

はやお議員／令和7年第3回区議会定例会において、代表質問をさせていただきます。

我が国は、少子高齢化と人口減少という構造的な課題に直面しています。

このことは、地方自治体の運営に深刻な影響を及ぼします。

そのため本区には、限られた人材と財源の中で、区民の多様化・複雑化するニーズに応え

ていくという、極めて困難なかじ取りが迫られています。

特に、高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化、社会構造の変化に伴う新たな行政サービスの需要、そして、目まぐるしく進化するデジタル技術への対応は、待ったなしの状況です。

千代田区においても、令和8年度予算編成方針において、挑戦する組織風土への変革やデジタル化を含めた事業の見直しといった、極めて重要な方向性が示されています。

これは、将来を見据えた行政運営への転換を志向する、姿勢の表れであります。

しかし、こうした理念を単なるスローガンに終わらせることなく、具体的な行動と成果につなげるためには、過去の政策を客観的に総括し、未来に向けた戦略を明確に打ち出す必要があります。

本日は、これらの認識を踏まえ、行財政改革と人材確保のあり方、窓口サービスの見直しとDX戦略、高齢者福祉の未来に向けた施設整備とDX推進の3つの項目について、区長の見解を伺いたいと考えます。

まず、職員構成の歪みと行財政改革の因果関係について伺います。

本区の職種別・年齢別職員数の資料を拝見しますと、平成11年度から令和2年度にかけての期間に、総職員数が1300人前後で推移する中で、特定の年齢層で人員が減少している傾向が見受けられます。

本区の行財政改革に関する基本条例が平成14年に施行されて以降、財政健全化のために新規採用数が抑制された時期がありました。

その結果、年齢別職員数の推移からも明らかなように、将来を担うべき中堅層が手薄になるという構造的な課題が生じています。

この歪みは、単に人員不足にとどまらず、経験やノウハウの継承、組織の活力に影響を与え、若手職員への指導不足やベテラン職員への負担増を招き、組織全体のパフォーマンス低下につながりかねません。

そこで、区長に伺います。

過去に職員数を抑制した時期があり、これが現在の中堅層の不足という課題につながっていることへの認識について、お答えください。

また、この課題をどのように総括し、改善に向けて、今後の人事戦略・予算編成に生かしていくのか、具体的な方針をお答えください。

次に、過去の人件費抑制目標と現在の予算方針の整合性について伺います。

財政指標は、行政運営の健全性を示す重要な指標です。

過去の行財政改革において、人件費比率という具体的な数値目標が設定されたことは、財政健全化への強い意志の表れであったと評価できます。

しかし、令和8年度予算編成方針に挑戦する組織風土への変革やデジタル化を含めた事業の見直しが盛り込まれた一方で、職員数増加の方針が示されたことは、過去の人件費比率の数値目標と整合するか、甚だ疑問です。

職員の数を増やすことが区民サービスの向上につながるとしても、それが財政的な持続可能性を損なうものであってはならないからです。

増大する人件費をどのように賄い、財政の規律を保つのか、区長の描く長期的ビジョンについて、明確な答弁を求めます。

単なる予算の組替えではなく、DXによる業務効率化や事業の見直しによる歳出削減など、歳入・歳出両面での具体的な計画を伺います。

過去の行財政改革では、人件費比率25%といった数値目標を立て、一定の財政規律を保持してきました。

令和5年にその条例が廃止され、具体的な目標値がない今、採用数を増やすという現在の方針において、今後どのように財政面での整合性を図っていくつもりなのかお答えください。

また、採用増に伴う人件費の増加を、どのような予算編成方針に基づいて吸収し、財政の健全性を保つ計画か、お答えください。

次に、中堅層不足の解消と人材育成について伺います。

中堅層は組織の屋台骨であり、若手の育成やベテランの経験を次世代につなぐ重要な役割を担っています。

この層が手薄な現状では、組織活力が失われるだけでなく、区民サービスの質の低下にもつながりかねません。

令和5年に改定された千代田区人材育成基本方針では、目指すべき職員像に向け、人材確保や職場環境の整備など、4つの視点に基づく方策を示す一方で、現状として、職員の約半数が採用10年未満であることや、30代以下の退職者の増加、メンタルヘルスを理由とした休職者の増加が喫緊の課題とされています。

職員構成として中堅層が手薄であることが、若手への丁寧な指導やノウハウ継承の不足につながっていないでしょうか。

区は、若手育成のための研修制度やOJTをどのように強化するのか。

また、ベテラン職員の知恵を組織全体で共有するための取組など、質の向上に資するソフト面での方策を含めた言及を求めます。

まず、中堅層の不足を解消するため、若手職員を早期に育成し、経験を蓄積するための具体的な施策をお答えください。

次に、ベテラン職員が多数を占める一方で、中堅層が薄いという現状で、若手職員へのスムーズなノウハウ継承をどのように促進しているのか、具体的な取組をお答えください。

続いて、多様化する行政ニーズに対応するための人材確保について伺います。

現代の行政には、高度な専門知識が求められています。

単に一般的な行政事務をこなすだけでなく、デジタル技術を活用した業務効率化や、外国人住民の増加に対応した多文化共生社会の実現には、専門的な知見を持つ人材が不可欠です。

令和8年度予算編成方針にもあるとおり、A Iの急速な進化や多文化共生社会への対応は喫緊の課題です。

区は、こうした専門人材をどのように確保し、彼らが存分に能力を発揮できる環境をどのように整備していくのか。

また、失敗を恐れずに新しいことに挑戦できる組織風土を醸成するため、どのような評価制度やインセンティブを導入するのか、区長のリーダーシップに基づく考えを伺います。

まず、職員数を増やすだけでなく、デジタル化、多文化共生といった新しい行政ニーズに対応できる専門性を持った人材を確保するために、どのような採用戦略と予算方針を行うのか、区長の見解をお答えください。

また、区長が目指す挑戦する組織風土を醸成するため、職員の新しい事業の企画や提案に対する運用方針はどのようなものなのか、お答えください。

最後に、質の担保と外部委託の活用について伺います。

職員数の増加は、区民サービス向上の期待を高めます。

しかし、その質が伴わなければ、区民の信頼を失いかねません。

区は、サービスの質をどのように定量的に評価し、改善していくのか。

また、限られた財源を有効活用するため、区が担うべき業務と、外部に委託すべき業務をどのように見極めるのか。

正規職員、非正規職員、外部委託という3つのリソースを最適に組み合わせることで、真に効率的かつ質の高い行政サービスを提供するための戦略を伺います。

特に、区民にとって、よりよいサービスの質とは何かを再定義し、その目標達成に向けた具体的な指標と評価方法について、言及を求めます。

まず、職員数を増やしたことで、区民サービスの質がどのように改善されたと評価しているのでしょうか。

一方で、数を確保するためだけで質が伴わないという懸念に対し、区はどのように認識し、対策を講じるのでしょうか。

正規職員、非正規職員、外部委託の役割分担をどのように定義し、それぞれの予算を配分していく方針か、お答えください。

次に、窓口サービスの見直しとDX戦略について伺います。

本区のワンストップ窓口は、平成19年に開始されました。

区民サービスの向上と行政効率化を両立させる行財政改革の一環であったと認識しています。

また、当時、区民の利便性を高める画期的な取組でもありました。

しかし、現在では、より利便性の高いオンライン手続が普及しつつあります。

この転換期において、ワンストップ窓口の当初の目的はどれだけ達成され、また、新たにどのような課題が浮上しているのか、客観的な分析に基づいた総括が求められるところです。

そこで、開始から15年以上が経過した今、その成果と課題をどのように総括しているのかお答えください。

また、コロナ禍は、行政手続のデジタル化を加速させる契機となりました。

オンライン申請の普及は、区民の利便性を飛躍的に高めるだけでなく、職員の窓口業務を軽減し、より専門的で創造的な業務にリソースを振り向ける機会を生み出しました。

そこで区は、コロナ禍を契機とした変化を一時的なものと捉えるのではなく、恒久的な改革のチャンスとして捉えているのか、その見解を伺います。

まず、コロナ前と後で、窓口での手続と、オンライン・郵送など窓口以外での手続とでは、申請割合はどのように変化したのでしょうか。

次に、その変化を、区民の利便性向上や職員の業務効率化という観点から、どのように総括しているのかお答えください。

オンライン化が進む一方で、対面限定の手続が残る中、コロナ禍以前に行われていた夜間の窓口業務が再開されていません。

このため、平日の開庁時間帯に来庁できない区民から不便を訴える声が上がっています。

また、デジタルデバイドも無視できない課題です。

区が目指す、全ての区民が円滑に利用できるユニバーサルサービスとは何か、その実現に向けたDX戦略や、紙媒体を前提とした既存の業務フロー、窓口中心の庁舎設備をどのように見直していくのか、具体的な計画を伺います。

まず、全ての区民にとって利便性を確保する行政サービスの在り方を、区はどのように考えているのでしょうか。

そして、その目指す在り方に向けて、DX戦略、ハード面の見直しをどのように描いているのか、具体的な計画をお答えください。

続いて、高齢者人口倍増に対応するための未来型高齢者ケア構築について、区長の見解を伺います。

まず、介護老人保健施設、いわゆる老健の設置問題についてです。

老健は、医療と介護をつなぐ中間的な役割を担い、在宅復帰を支援する重要な介護保険施設です。

千代田区では、15年前に当議会で老健の設置方針が答弁されたものの、現在に至るまで具体的な計画は策定されてきませんでした。

区独自の在宅支援サービスとして訪問リハビリや医療ステイはありますが、これらが老健の代わりとして十分に機能しているかは疑問です。

そして、数年単位で見れば、本区においても要介護認定者数は着実に増加傾向にあります。

23区で唯一老健がない本区において、現行のサービスのみで、果たして将来の介護需要に対応できるのでしょうか。

そこで、今後、老健の設置計画や、それに代わる施策の具体的な方針をどのように考えているのか、区の見解をお答えください。

区民が安心して暮らせるまちづくりのため、この問題はどうか向き合うのか、明確な答弁を求めます。

次に、2040年問題への対応についてです。

75歳以上になると医療費が増大し、85歳以上になると、加えて介護需要が増えると考えられます。

85歳以上の高齢者の人口のさらなる増加と、それを支える現役世代の減少が同時に進行する2040年問題では、介護費用の増大が大きな懸念の一つです。

令和6年予算・決算特別委員会では、85歳以上の人口を把握していないとの答弁でしたが、将来の需要を予測せず、適切な施策を打つことはできません。

高齢者プランによれば、2040年には今の倍、5000人を超えると推計されています。

早急にデータの再確認とそれに基づいた具体的な対応方針の策定が必要です。

区として、2040年問題にどのように備えるのか、見解をお答えください。

次に、看護小規模多機能型居宅介護、いわゆる看多機の位置づけについて伺います。

看多機は、医療ニーズの高い高齢者の在宅での療養を支える介護保険のサービスです。

訪問看護、訪問介護、デイサービス、ショートステイの4つのサービスが提供でき、何よりも訪問看護が入るため、医療への対応が可能となり、「住み慣れた場所で最期まで」をかなえるために大きな役割を果たします。

老健は主に退院後の在宅復帰を支えるものですが、看多機は在宅復帰後の暮らしや看取りを含めて支えるサービスといえます。

現在、全国には1100を超える看多機がありますが、本区にはまだありません。

過去には区民が他区の看多機を利用した実績があり、そのニーズは区内にも潜在的にあると考えられます。

看多機を区内の在宅医療・介護ネットワークに組み込むことは、高齢者の多様なニーズに応えることにつながります。

そこで伺います。

看多機は老健のバックアップ機能としても期待できると考えますが、本区ではどのような位置づけ、今後の介護需要に備えて、どのように整備・普及推進していくのか、具体的な計画をお答えください。

続いて、ダブルケア問題への取組についてです。

子育てと介護を同時に行うダブルケアは、現役世代に大きな影響を及ぼします。

介護離職問題に画期的な改善が見込まれない中、共働き世帯の多い本区では、高齢者施策の充実が、働く世代を支える効果があるという視点をもっと取り入れていくべきではないでしょうか。

特にダブルケアは、個人の問題にとどまらず、社会全体の問題です。

この視点に立った、高齢者福祉と子育て支援を一体に捉える新しい政策の在り方について、区長の考えを伺います。

最後に、財源確保とD Xの活用についてです。

将来を見据えた様々な施設整備には、500億から700億規模の財源が必要です。

また、高齢者人口、特に85歳以上が増加すれば、本区の介護費用の歳出も膨らみます。限られた財源の効率的な活用は、例えばA Iを活用した見守りサービス、オンラインでの相談システムなど、D Xの推進が不可欠です。

先ほど、デジタルデバイドにも触れましたが、高齢者が安心して利用できるシステムづくりなど、あらゆる世代に対して、D Xをどのように現実的に進めていくのか、具体的な計画をお答えください。

高齢者福祉の未来を築くためには、巨額の財源が必要です。

これを賄うために、デジタル技術などをどのように活用して、財政負担を控えながら質の高いサービスを提供していくのか。

実現するための人材育成や予算配分について、区長の考えを問います。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／はやお議員の人材確保のあり方に関する御質問にお答えします。

今後、労働力人口が減少していく中で、めまぐるしく変化する社会状況や多様化・複雑化する課題に対応し、区民サービスを的確に提供していく必要があります。

そのため、多様な人材の確保や人材育成に努めるとともに、デジタル化や企業との協働の推進など、財政の健全性を保ちつつ、総合的に執行体制を確保していくことが重要です。

また、挑戦する組織風土醸成のためには、まずは令和6年度に策定しましたパーパス（挑戦 千代田らしさをわたしらしく）、これらをしっかりと浸透させ意識改革を図るとともに、職員の働きやすさや業務効率化、コミュニケーション活性化などを図ることで、組織全体で挑戦を後押ししていく、お互いを認め合える、そうした組織づくりに職員とともにチームとなって取り組んでまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／はやお議員の高齢者福祉に関する施設整備とD Xの推進についての御質問にお答えいたします。

まず、介護老人保健施設の設置計画及び代替施設についてでございます。

介護老人保健施設は、退院後の在宅復帰を支援する重要な施設でございますが、施設整備には場所の確保と医療機関との連携が必要であることから、現時点において具体的な計画

はなく、在宅訪問リハビリ支援や医療ステイ利用支援事業といった独自事業によって補完しておりますことは御案内のとおりでございます。

引き続き、医療機関との連携を模索してまいります。

次に、「2040年問題」への対応としての早急な調査と対応方針についてでございます。

85歳以上人口の推計につきましては、千代田区高齢者プランにおきまして、令和6年度から令和8年度までの3か年及び令和22年度時点の第1号被保険者数として推計値をお示しするとともに、介護保険サービスの種類ごとの量を推計しているところでございます。今後、令和9年度を開始年度とする次期計画策定作業の中で、改めて調査、推計してまいります。

次に、看護小規模多機能型居宅介護の整備・普及についてでございます。

看護小規模多機能型居宅介護につきましては、現行の高齢者プランにおきまして、地域密着型サービスとして事業量を推計し、現在整備中の（仮称）神田錦町三丁目施設におきまして整備を進めているところでございます。

したがいまして、今後、適切なサービスを提供できるよう、しっかりと準備を進めてまいりますとともに、本施設につきまして丁寧な周知に取り組んでまいります。

次に、「ダブルケア問題」についてでございます。

介護サービスをはじめとする高齢者施策の充実が、介護を受ける当事者である高齢層のみならず、働く世代をも支えるという御指摘は重要な視点であると認識しております。

したがいまして、今後とも、ダブルケアを担われる方に寄り添いつつ、高齢者施策の充実に努めてまいります。

最後に、施設整備に必要な財源確保とDX活用についてでございます。

行政事務の効率的な執行のためには、DXを進めていくことは重要であり、本区におきましても組織を整備し、積極的に進めているところでございます。

また、福祉、介護といった労働集約型の分野におきましては、こうしたテクノロジーの活用が介護人材の需給ギャップを埋める鍵であるともいわれております。

したがいまして、今後、本区におきましても、介護現場の生産性の向上及び高齢者サービスの向上を目指したDX活用の支援につきまして検討を進めてまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／はやお議員の御質問のうち、ワンストップサービスの成果と課題、コロナ禍前後の各種手続の変化についてお答えいたします。

まず、ワンストップの成果ですが、平成19年の庁舎移転を機に、総合窓口課を設置し、窓口サービスの基本方針としてワンストップサービスを掲げました。

旧庁舎では、複数部門にまたがる手続の際に、来庁者が各階の窓口を移動しなければならなかった状況の是正に取り組み、窓口機能の整備を進めました。

特に、高齢者・障害者・子育て世代の方々が来庁された際の負担軽減を図り、区民サービスの利便性向上と手続の簡素化を推進しました。

また、窓口の混雑緩和やプライバシー保護に配慮しつつ、職員の権限管理を徹底した上で、情報を一元化し、部署間の連携を強化することで、着実に成果を上げてきたものと認識しております。

一方で、複雑化する行政ニーズや多様な案件への対応力の強化や、人員配置の最適化の課題、連携窓口の配置などハード面の課題、さらにはカスタマーハラスメントへの対応など、様々な課題が顕在化してきたものと認識しています。

今後は、現場職員への研修の継続、オフィスレイアウトの見直し、A I などデジタル技術の導入、他自治体の先進事例の調査、窓口利用者からのフィードバックの反映などにより、窓口サービスの品質向上と効率化に向けて取り組んでまいります。

次に、コロナ禍前後の総合窓口課における申請状況についてですが、マイナンバーカードを利用した住民票などの証明書のコンビニ交付件数は、令和2年度の1万2782件から令和6年度には5万3803件となり、約4.2倍に増加しております。

一方で、郵送による請求は年々減少しています。

住民数や戸籍人口の増加に伴い、事務処理件数も増加していますが、手続の迅速化と待ち時間の短縮を図るため、今後もマイナンバーカードによるコンビニ交付の活用促進に取り組んでまいります。

行政のオンライン手続については、令和5年2月から、マイナポータルからマイナンバーカードを用いて来庁することなく転出手続ができるようになりました。

マイナポータルからマイナンバーカードを用いて転出手続をなされた方は、令和6年度は1500件を超え、その割合は25%程度ですが、年々増加してきております。

こうした変化を踏まえ、総合窓口においても、引き続き、DX戦略に基づきデジタル化の推進を図り、区民サービスの向上と行政運営の効率化を図ってまいります。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／はやお議員の窓口サービスの見直しとDX戦略に関する御質問のうち、「来なくてもできる」サービスへの転換についてお答えいたします。

DX戦略では、誰もが、いつでもどこでも自分に合った方法で申請などを行える環境づくりを重点方針に掲げており、令和9年度までに原則全ての手続を区のポータルサイト等からオンラインで行えるよう取り組んでいます。

こうした利便性の向上に加え、多くの区民がそのメリット享受できるよう、スマホ教室をはじめとするデジタルデバイド対策にも引き続き取り組みます。

一方で、手続の内容や対象者の属性に鑑み、対面のサービスを提供することも重視しており、デジタルファーストを念頭に置きつつも、手続の特性に応じた対応を進めてまいりま

す。

また、手続のオンライン化による来庁者の減少を見据え、ハード面の見直しが必要であることは議員御指摘のとおりです。

「来なくてもできる」サービスへの転換で生み出したマンパワーやスペースは、他の業務や政策分野などに有効活用する必要があります。

区では、DX戦略に基づき、令和9年度までに、各フロアの業務特性に応じたオフィス整備を実施します。

職員の生産性向上などで、区民サービスを向上させることなどを目的とした取組ですが、この中でも、対面で残すべきサービスの整理と、それに伴う窓口の規模や体制について検討を進めてまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／はやお議員の人材確保に関する御質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、採用抑制の総括ですが、職員構成を年齢別に見た場合、40歳代の職員が少なく、20歳から30歳代の職員が多い状況は、本区に限らず、特別区全体で共通する課題と認識しております。

今後も区民サービスを的確に提供できる職員体制を整えていく必要があり、様々な職種の職員を新規採用するとともに、経験者採用制度の活用も継続してまいります。

次に、人件費と予算編成方針についてです。

人件費比率25％程度という数値目標を現在は定めておりませんが、令和6年度決算における値は18.8％となっており、適正な範囲と考えております。

次に、人材育成についてですが、新規採用職員が大幅に増加していることから、OJT推進研修に力を入れ、職場全体で育成を図っております。

また、千代田区人材育成基本方針に基づき、若手職員の育成を目的としたジョブローテーションを実施し、多様な業務経験を通じて幅広い視野や基礎的能力の習得を促進しております。

ノウハウの継承については、定年を段階的に引き上げている最中であり、高齢期職員が持つ意欲と能力を最大限発揮してもらいつつ、次の世代にその知識、技術、経験の継承にも注力していただき、職員の能力育成に努めております。

次に、多様な行政ニーズに対する採用戦略等についてですが、専門的知識・経験を持つ人材の任期付採用制度を活用することで、有為かつ多様な人材の確保に努めております。

また、国や東京都、他の地方公共団体との人事交流等を実施し、デジタル化や環境・気候変動への対応など新たな行政需要にも対応できる人材確保と職員育成に努めております。

サービスの質については、物価高騰対策、子ども・子育て、高齢者や障害者への支援など

様々な分野で区民ニーズに応えるサービス向上を実施しており、職員増とともに質の向上にも寄与しております。

また、質に対する懸念については、そのような事態を招かないためにも、職員研修計画により、若手職員はもちろん、職層ごとに関係法令や実務上の知識、能力が習得できるよう、きめ細かな研修体制を構築しております。

それとともに、区政へひとことや区民世論調査など様々な媒体や場面を通じた区民ニーズの的確な把握にも努めております。

最後に、役割分担については、業務内容の専門性や定型性、民間によるサービス提供の有無、国や他団体の状況などから総合的に判断し、最適な執行体制を確保してまいります。

議長／はやお恭一議員。

はやお議員／再質問をさせていただきます。

全体的に共通すること、今回の代表質問でお伝えしたかったこと、確認したかったことというのは、まず、行革があり、そしてまた、基本計画でありましたみらいプロジェクトがあり、そして、予算の中の複数年ということで、その行革の精神が引き継がれていった。でも、そのところで、今回の基本構想の中で、その内容で、精神がというものが整備されていないと。

つまり何かというと、当然のごとく、具体的な行動を成果につなげるためにはと書きましたけれども、客観的に今まであった施策を総括するというのが当たり前なんですね。

では、その総括という点について、どういうふうに考えて、今後その予算方針を立てていくのか、その考え方を聞きたかった。

そこが一点と、そして、先ほど人件費の18.8%は妥当であると言ったんですけれども、これこそ、EBPMというか、その数字の根拠、妥当性というのは、何をもってこの18.8%が適正であると判断されたか、それをお答えいただきたい。

そして、全体的に分かることというのは、正直、私も民間でシステム部でした。

ですから、システム化するということは、実際、削減ができてメリットがあるようだけど、なかなかそれだけの直接の削減効果はできないんですよ。

今、DXの中で、少しでも、結局は使えない、オンラインが使えない人がいたら二重に準備をしなくてはいけないという、この悩ましい状況を、どういうふうに、予算的にも計画的にも考えているかということが、それが見える答弁をしていただきたい。

そして、最後に、今回、看多機をつくる、分かっていた、昨年の予算決算の総括のところで確認しています。

旧神田保健所のところでそれをつくるんだということは聞いております。

でも、そこだけで足りるのか。

そしてまた、その対応が、民間方式のところでは、直接我々が、区が行わないという流れ

です。

本当にその運営方式についての妥当性、今後のノウハウが、結局は我々に備わらないわけ
です。

今後の必要性が、85歳の数が分からない中で、適正な施設の数、質、それをどうやって
担保するのか、もう少し詳しくお答えいただきたい。

以上です。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／はやお議員の再質問にお答え申し上げます。

看護小規模多機能型居宅介護でございます。

御案内のとおり、(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設におきまして整備を進めているところで
ございます。

一つには、今後の人口増、高齢者の増が見込まれる中で、施設の需要として足りるのかど
うなのかということにつきましては、次期高齢者プラン計画の策定の中で、そこは精査を
していく必要があると考えて、今年度、来年度以降、その数値把握に努めてまいりたいと
思っております。

2点目、その施設整備の中の運営方式として、ノウハウの継承をどのように行っていくの
かということに関しましては、これは、現状のその他の高齢者施設、あるいは福祉施設の
運営も同様に捉えております。

非常に重要な問題だと思っておりますので、看護小規模多機能型居宅介護のこれから整備
する施設運営に限らない課題だというふうに捉えて、しっかりそこは区としても重要性を
考えながらやってまいりたいと思っております。

それに加えて、質の担保に関しましても、同様に様々な工夫を行って、事業者と常に
連携を取りながら進めていかなければならないと考えております。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／はやお議員の、デジタルを進める一方で、また、デジタルが苦手な方
等にも対応していかなければならないといった再質問にお答えいたします。

例えば窓口で言いますと、今のお話ですと、オンラインを進める一方で、やはり窓口のほ
うで対応を並行していかなければならない、そういったところでは、オンライン化にかけ
る職員と窓口にかける職員というのが重複して、二重に配置をしていかなければならない
という、そういう事態が生じると思います。

デジタル化を進めていくためには、効率的、効果的に進めていく、そこが大事だと思っ
ています。

効率的、効果的といいますのは、区の業務自体はそれぞれ密接に関係していますので、一部のデジタル化が手戻りを招いたり、あるいは無駄が生じたりします。

その点を意識して、デジタル化の順序や対象を決める必要があると考えています。

そういった注意をしながら、対象を決めた上で、マンパワーなどの面から効果の高いところ、そこから優先的にデジタル化する、そういったことが必要だと思います。

それによって生み出されたマンパワーをさらなる効率化に向けていくということで、そういった効率化のスパイラルが回ってくるものと考えています。

財政的にも、現実的にも、やはりそういった部門と協力をしながらデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／はやお議員の再質問にお答えいたします。

まず、行財政改革につきまして、現在の基本構想などにどう引き継がれて、どう考えが変わっているのかという質問についてでございます。

まず、この行財政改革につきましては、区民に対して質の高いサービスを継続的に提供していくことは非常に極めて重要でありまして、その基盤となるものというのが盤石な財政基盤と捉えているところでございます。

この行財政改革につきまして、引き続き、令和4年3月に行財政改革に関する基本条例を定めた後、第4次基本構想策定のタイミング、令和5年をもって今後の行財政運営の考え方についてという形で引き継がれていると認識しているところでございます。

また、人件費比率18.8%の妥当性につきましては、まず行財政改革を始めた平成13年の当初予算では、当時は31.7%の人件費率があり、その後、行財政改革の取組の中で職員数の減少等で人件費率が年々減少していき、直近では18.8%という形で、これまでの職員の内部努力のたまものと考えているところでございます。

以上です。

議長／議事の都合により休憩します。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

千代田区議会自由民主党議員団を代表して、25番富山あゆみ議員。

富山議員／令和7年度第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党議員団を代表して、

質問を始めます。

初めに、区民の経済的負担の軽減を図る、中高生世代応援手当、そして、5000円プリペイド式ギフトカード暮らし支援事業について伺います。

中高生世代応援手当は、国の児童手当受給対象の拡大により千代田区独自の次世代育成手当が廃止され、子供の成長とともに増加する教育費、食費等の経済的負担の軽減を図り、中学生、高校生世代が安心して暮らすことができるような生活の実現に向けて導入されました。

令和7年度の予算額は5億7600万、事務費が660万と全体の1.15%にすぎません。

一般的な給付型事業の場合、30%から40%の事務費がかかることを踏まえると極めて効率的だといえます。

その要因として、この給付システムは、基本的に区から児童手当を今までも受給していた世帯が対象となっており、その世代は追加の申請や手続を行う必要はなく支給することが可能になっており、公務員など、これまで区からの支給がなかった世帯のみ追加申請の指定があるということが大きく影響しています。

加えて、東京都の018サポートのように子供自身に都度申請の必要もなく、保護者の口座へ直接支給、そして雑所得としたことが大きなメリットになっています。

実際に、対象者の区民の方からも、保護者間で必要な手続はないみたいね、更新も要らないのねと情報が共有がなされており、中高生世代はお金がかかるから本当にありがたい、千代田区に住んでいてよかったと感想もいただいております。

実際の支給は来月10月から行われる予定ですが、さきに述べた理由などから給付の取り残しなどは少ないことが予想されます。

支給が始まってからも大きな混乱なく円滑な運用は強く期待いたします。

5000円プリペイド式ギフトカード暮らし支援事業については、これまで千代田区では、コロナ禍の現金給付や区民生活の応援と区内の消費喚起を目的として、昨年のレシ活千代田、そして今回のギフトカードなど、目的に応じて様々な経済対策が行われてきました。

それぞれ別々の方法が取られてきたために、毎回30%から40%の事務費がかかっており、それにより区民からは毎回違う方法で分かりづらいといった御意見もあります。

今回のプリペイド型ギフトカードは、直接的かつ迅速に給付を行うということを目的に実施されましたが、VISAカードならどこでも使える仕様になっており全国どこでも使うことができるので、その部分だけを切り取ったメディアからは、千代田区はばらまきだ、だったら取るなといった論調が見られてしまうこともありました。

千代田区は、区民人口7万人を切る昼間人口90万人を超える特性などを加味した方法だったのかと思いますけれど、その反面、便利さゆえに、直接的に区内の経済活性化や商店街振興につながるとは想定されにくく、区民であり区内の事業者でもある方からは、千代田区の事業として千代田区の経済を活性化するような工夫をしてほしいといった声もあり

ます。

この事業では、給付費 3 億 5 0 0 0 万、事務費が 7 5 0 0 万と、2 0 % かかっています。今回は、ギフトカードを送付することで事務費の削減を図りましたが、現金給付についてはデジタル庁が開発、提供している給付支援システム、いわゆるガバテックの給付支援システムの活用が期待されます。

既に、他自治体でも導入が進んでおり、マイナンバーカードや公的受取口座との連携によって申請情報の自動入力や通帳写しの提出不要化、さらには自治体の審査業務の効率化を実現しています。

全国的に需要があり、こうした仕組みが既に用意されているのですから、千代田区としても、ガバテックの給付支援システムを活用し、区民にとってもより便利に、職員にとっても効率化につながる方法を今後も検討していただきたいと思います。

目的や運用によっては、バラバラな給付方法になってしまうことは仕方のない場合もあるかと思いますが、より迅速に確実に区民に還元できる物価高対策の方法を考えていただくよう、給付事業に関する区長のお考えと今後の給付支援システムなどより簡単に分かりやすい申請の実現可能性についてお答えください。

次に、区民住宅・区営住宅、障害者の住む権利について伺います。

区民住宅、区営住宅の募集要項はこちらになっています。

区民住宅は本年度から始まる千代田区第 4 次住宅基本計画にも、中堅所得のファミリー層を対象としていると記載があるとおりの、その応募に関して最低収入基準を設けています。

しかし、千代田区の区民住宅の応募要件では、世帯収入の最低基準において老齢年金は加算対象になるのにもかかわらず、障害基礎年金や障害厚生年金などの公的年金が加算対象外とされてしまいます。

そのため、実際には安定した生活資金を確保している世帯であっても、最低収入基準未滿と扱われてしまい、応募資格を失ってしまうという事例があります。

区民住宅・区営住宅ともにバリアフリー住宅は用意されているので、障害者が入居することを想定されているのに、結果として障害者世帯の応募権利が実質的に制限される差別的な構造になってしまっています。

障害年金は、障害者世帯にとって生活の基盤そのもの。

実収入として確実に機能している収入です。

ところが、住宅政策上、安定収入として認めないとされてしまうため、生活実態を無視した不合理な扱いになってしまっています。

障害を理由にはほかの住民と同等に公共サービスを利用できない状態をつくること。

これは障害者差別解消法の趣旨に反する可能性があります。

本来であれば、障害年金も収入の一部として算定し、応募資格を認めるのが合理的配慮に当たるはずです。

現行制度のままでは、障害者世帯は生活困窮度が高いにもかかわらず応募自体ができない

という二重の不利益を被っています。

障害者世帯は、一般市場での民間賃貸住宅も収入審査や偏見の壁によりハードルが高く、区民住宅へのアクセスも制限されると、住宅選択の自由が極端に狭められ、社会参加の阻害要因となり得ます。

住宅の公平性を損ない、社会的孤立を招いてしまいかねません。

千代田区第3次住宅基本計画が令和6年度で終わり、令和7年度からは今後10年間の第4次住宅基本計画が始まります。

今後、この問題を解消していくために、区民住宅の最低収入基準に障害年金を加算できるように見直す、障害者世帯については最低収入要件を緩和、あるいは別枠で応募可能とする、また、障害者差別解消法の観点から、障害者世帯が応募できない状況を改善するための合理的配慮を制度に明確に組み込むなどの策が講じられると思います。

そして、東京都や国にも同様に整理を求めていくことが重要だと考えています。

区長の見解をお聞かせください。

次に、同じく障害者の暮らしやすさについて、(仮称)神田錦町3丁目施設沿道整備についてお伺いします。

真ん中の青丸が、旧保健所跡地、(仮称)神田錦町3丁目施設が建設される場所です。

将来の障害者、高齢者数の増加を見据え、区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、旧千代田保健所跡地において障害者施設、高齢者施設、そして地域交流機能を有する施設の整備を計画しています。

本施設は、地域共生社会の実現のため、利用者間、世代間、そして地域との交流の場になる交流づくりの拠点になることが目指されています。

神田警察通りⅡ期工事は妨害行為により大幅に遅れが発声した木の伐採が終わり、これから道路の拡張、セミフラット化などが行われて、令和8年度に竣工予定です。

計画では、その次のⅢ期工事の範囲に含まれる神田錦町3丁目施設ですが、同じく神田錦町3丁目施設も令和8年度に施設開設、運営開始が予定されています。

神田錦町3丁目施設の新整備に関して、利用される方が車椅子や杖など体の不自由な、狭い道路を細かく擦れ違って歩くことに不自由のある方が多くなることが予想されることから、区民の安心安全、そして、この施設の目的でもある共生社会の実現、理解の促進を進めるためにも、令和8年度にようやくⅡ期工事が終わって、そこからⅢ期工事着工、そしてしばらくかかって竣工になるのではなく、施設の開設、運営開始に間に合うように施設沿道の点字ブロック、駅やバス停までの誘導、段差解消、セミフラット化など、バリアフリー化を同時実施していただきたいと思います。

区長のお考えをお伺いします。

次に、ひとり親世帯の支援についてお伺いします。

現代社会では離婚はめずらしいことではなくなり、令和5年度、全国、東京都ともに40%が離婚に至っています。

子供のいる家庭も多く、離婚後も子供が健やかに成長できるようにするためには、養育費の安定的な支払いが欠かせません。

しかし、現実的には、取り決めをしても継続的に支払われることのない不払いが全体の71.9%と深刻な社会問題になっています。

こども家庭庁は養育費に関して、2031年に受領割合を現在の30%から(?)40%を目指すという政府目標を発表しています。

海外では、養育費について立替えや強制徴収、罰則など当然のごとく法整備されているのにもかかわらず、日本では、2031年に40%と、取り締まる法律が存在しないために自治体独自の様々な取組が行われています。

国の政策として児童扶養手当があり、原則としてひとり親家庭に支給される手当になっていますが、対象者として母子家庭、父子家庭及び事実上、ひとり親家庭及びその状況にある場合なども含まれるため、その国基準に基づく民生委員や職員などによる現地確認の運用の面やプライバシー配慮、乱用防止のガイドライン整備等、様々な懸念が指摘されているところです。

千代田区では養育費不払い対策として、公正証書、調定、ADRの実施等の費用助成や養育費保証契約の初期費用を支援することで、ひとり親家庭を支援しておりますが、23区を調査したところそれ以外にも弁護士費用の補助、立替え払い制度など迅速に行われている自治体も散見されます。

千代田区内にも少なくない数のひとり親家庭が存在しています。

大人にも子供にもそれが理由で選択肢が狭まることのないよう、今後も支援の充実を求め、支援の周知方法に関して、現在は、広報千代田で年に1回の周知と区役所に対象者が来られた際にお知らせする等の方法が行われておりますが、申請期限が半年と設定されている以上少なくとも年に2回以上の周知を行うべきだと思います。

区長のお考えをお伺いします。

安心して暮らし続けられるまちづくりの最後の質問にはいります。

和泉公園の整備についてお伺いします。

和泉小学校、いずみこども園は、施設の老朽化などを理由に、施設を一体的に再整備し、敷地配置の見直しにより、公共施設と公園全体の機能を向上させることが予定されています。

向かい側の道路から見た和泉公園がこちらになります。

和泉公園では、トイレの配置により園内の見通しが遮られて死角が生じており、保護者から不安の声が上がっています。

区長は、第2回定例会で1月に錦華公園に、夏には東郷元帥記念公園に防犯カメラを設置すると述べられていますが、その進捗と現在の状況をお伺いします。

いずみ公園に関しましては改修の際に、トイレの位置等、周辺道路からの見直しやその安全性も十分に考慮した設計を求めるとともに、改修までの暫定措置として防犯カメラの早

期設置と死角の解消を求めます。

将来の再配置に当たっては、視認性、回遊性、子供の安全の設計要件の明記も求めます。

最後の質問に移ります。

地域福祉交通「風ぐるま」は、令和9年に地域福祉タクシーとして運用を開始して以来、高齢者や障がい者などの交通弱者の足として、また、日常生活における区民の移動手段として重要な役割を担ってきました。

高齢者の子育て世代などの利用が徐々に広がるにつれて、ジャンボタクシーでは定員が限られ、需要の増加に追いつかなくなり、乗車人口の増加、ルートの複雑化、車両のバリアフリー化などが課題になり、平成28年にかがやきプラザの開設を機にジャンボタクシーから小型バス化などの大幅な見直しが行われ、現在の風ぐるまとして運行を開始しました。区の人口増加や乗客の多様化に伴い、既存の利用者に加え、新たな利用者も増加しており、現在でも、特に双方向ルートや増便、時間帯の拡大など、多様な要望が寄せられています。昨年より、千代田区のゼロカーボン政策にのっとり、新ルートを走る2台のうち1台に電気自動車を導入しました。

これは、先ほどの区民からの意見には見られなかった課題を全国的な運転手の不足、国や東京都の補助金などの観点から、区民の要望より先に、千代田区の意志が優先された結果になっています。

これまでも、風ぐるまの課題点に関しては議会でも度々取り上げてまいりましたが、根本の運転手不足は全国的な課題であり、その都度、バスを減便するのではなく、抜本的な改革を行わなければいけないところまで来ているのではないのでしょうか。

また、新たに導入されたEV車については、度重なる故障や既存のバスより車両が長く、当初は小回りがしにくかったなどの指摘もありました。

また、今後、継続して取り組むには、充電や駐車場所など新たな問題も予想されます。

昨年、新規導入されたEVバスの車両自体は、議会に共有される前に決定され、共有されたときには、もう変更ができない状況になっていて、委員会でも、車両に関してより安全性の期待できる日本製ではなく、中国製のものが導入されている点などが議論にもなりました。

今後、新たな車両を導入する機会があるとしたら福祉バスであることを鑑みても、現行の、わざわざ運転手や周囲の方々が降りて、車椅子やベビーカーの方を手伝う必要のあるものではなく、よりバリアフリーな乗り入れが楽なもの、単身で乗り込むことができるような車両を導入することが期待されます。

コスト面に関して着目するとジャンボタクシーは台数が少なくても運行できましたが、一人当たりの運行コストが高い傾向にあり、小型バス化したことにより、一度に多くの人を運べるようになったことでコスト効率の改善が期待されましたが、バス運行になっても依然として一人当たり600円程度、EVバス導入により720円のコストがかかることが報告されており、完全な効率化には至っていません。

風ぐるまは、もともと高齢者や障害者を含む区民の移動手段として始まりましたが、利用実態は、一般区民や買い物、通勤利用も増えており、公共交通と福祉交通の中間的な存在になっています。

公共交通らしい安定した振興形態を整えつつ、福祉交通としての側面も保持しようとしています。

運行協議会でも一般利用者と福祉利用者との位置づけが曖昧で、何が福祉交通としての対象と問われる点の明確化が求められています。

現在は、区民パスポートのほか、障害者、非課税世帯には、より利用しやすいパスポートも販売されています。

福祉バスにもかかわらず、高齢者や妊産婦は通常の区民料金になっています。

そのため、区民からはベビーカーでは乗りにくいと思って利用しなかった、車椅子の乗車時に手伝ってくれるのを知らなかったなど福祉バスとしてどちらの利用者にも使いやすくなっているのに、その周知が十分ではありません。

それは、安心して乗ることのできることの周知や利用者の増加のためにも、パスポートの窓口をさらに広げることを検討してはいかがでしょうか。

運転手不足による地域バスの廃止は、全国的な課題であり、今後も現在の乗客が多かれ少なかれ、1時間に1便の小型バスを続けるべきかは、再考が必要です。

本年、このように地域バスを廃止して、減便して、新たにデマンド交通を実施する自治体が増えてきました。

自治体によっては、予約方式や乗車場所に違いはありますが、早くから導入を開始したところでは、需要増加により、新たなスポットの開設、高齢者の需要の増加などの結果も出始めています。

千代田区でも本年10月頃にOD調査と施設調査を実施して、今後の運行方針を検討すると伺っておりますが、他自治体の事例も加味して、デマンド交通や自動運転などの新技術導入の可能性など、抜本的な問題解決のために多角的に検討していただくよう求めます。

以上、質問を終わります。

区長及び関係理事者の前向きかつ明確な答弁を求めます。

よろしくお願いします。

議長／区長。

区長／富山議員の物価高騰対策等、給付事業に関する御質問についてお答えいたします。

本区では、これまで、区民生活の支援を目的とし、新型コロナウイルス感染症拡大への緊急対策として国が実施した特別定額給付金や、千代田区独自の千代田区特別支援給付金など、給付事業を実施してまいりました。

その後、コロナ禍中にPay Payキャンペーンを、コロナ禍後には、区内店舗利用促進

と生活支援を兼ねたレシ活ちよだ、そして今年度は物価高騰の影響を受ける家計への迅速で直接的な支援策として暮らし応援ギフトカード事業など、これまで、目的に応じて多様な取組をその都度実施してまいりました。

給付に当たりましては、対象者や目的などに鑑み、区民の皆様の利便性とともな事務費なども勘案し、その時々で最適と判断した手法を採用していった次第です。

御指摘のように、共通のデジタル基盤の採用などにより、さらに給付の事務負担の軽減を図ることができると思います。

今後、国においては新たな給付事業を実施する際に、円滑な給付を図るとともに、実務を担う基礎自治体の負担軽減を考慮したスキームの構築について早期に検討していただく必要があると認識しています。

また、千代田区独自の給付においても、高齢者などデジタルツールの利用が困難な方々が一定数存在されることを踏まえて、事務手続の複雑化を最小限に抑えつつ、円滑な給付ができるような申請手法や、そもそも申請を必要としない手法など適切な制度設計に努めてまいります。

詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

議長／子ども部長。

子ども部長／富山議員の中高生世代応援手当に関する御質問にお答えします。

中高生世代応援手当は、子供の成長に伴い増加する経済的負担を軽減し、保護者が安心して子育てできるよう、本年度から開始をした事業でございます。

支給対象の方には、7月に案内通知を発送するとともに、区広報紙への掲載などの周知を行ったところでございます。

御指摘のように、多くの方が児童手当の区からの支給対象者のため、本手当の受給申請は不要ですが、公務員などの申請が必要な方でまだお済みでない方については、この9月に勧奨通知と広報への再掲載を行ったところでございます。

10月の初回支給に向け、そして、それ以降も混乱のないよう、着実に事務を進めてまいります。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／富山議員の御質問にお答えいたします。

まず、養育費不払いについてでございます。

離婚が増加傾向にある現代社会におきましては、養育費に対しましても関心が寄せられているものと認識してございます。

本区では、女性相談、ひとり親相談の窓口におきまして、離婚前後の様々な御相談をお受

けするとともに、令和５年度から養育費確保支援として、公正証書作成等費用や保証契約締結の初期費用の助成を行っておりますが、実績はまだ少ない現状でございます。

したがいまして、議員の御指摘を踏まえ、本区の実態の分析や他の自治体における事例の研究を行ってまいりますとともに、これまでの周知方法に加え、離婚届を受理する総合窓口課との連携、公証人役場でのチラシ配架など、支援を必要とされる方に確実に支援を届けられるよう、周知の拡充に努めてまいります。

次に、風ぐるまについてでございます。

地域福祉交通風ぐるまは、平成９年４月の事業開始以降、高齢者、障害者及び子育て世代をはじめとする区民の皆様方の地域福祉交通手段として重要な役割を果たしており、昨年度は延べ１８万７０００人余の皆様にご利用いただいております。

また、この間、様々な御意見を踏まえ、運行ルートや車両、料金などの見直しを行い、より利用しやすい形となるよう工夫をまいったところでございます。

このような現行の運行形態に対しまして、好意的な御意見も頂戴しております一方、区民パスポートを含めた料金や運行ルート、運行時間など、全ての皆様に御満足いただくのは極めて難しい状態であることに加えまして、運転手不足という新たな問題が業界全体に大きくのしかかってきていることは議員御指摘のとおりでございます。

したがいまして、今後、議員御提案の他自治体の事例を加味したデマンド交通や自動運転などの新技術導入など、様々な課題への解決の可能性につきまして、多角的に検討を行ってまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／富山議員の物価高騰対策区民の暮らし支援事業等に関する御質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

本事業は、物価高騰による区民の皆様の家計支援を目的として、プリペイド型ギフトカードの配付を行ったものです。

受け取りに係る申請手続を不要とすることで、迅速かつ確実に区民の皆様の手元にお届けできる仕組みとして、初めて採用した給付手法です。

カードは生活必需品を取り扱う幅広い店舗で御利用いただけるため、区民の皆様にとって身近な区内店舗での活用を期待しております。

また、カード形式で給付することの特長として、購買動向のデータ分析が可能であることが挙げられます。

本事業における区民の皆様の消費活動はまだ始まったばかりですが、現時点でのデータからは、区内店舗での消費が一定程度進んでいることを確認しております。

今後も、データ動向等を注視しながら、さらなる区内経済の活性化に向けた勧奨についても検討してまいります。

本事業は、急速な物価上昇への迅速な対応を主目的として実施したものであり、御指摘の商店街及び区内経済の活性化についても一定の効果が見込まれますが、これらの課題に対しましては、今後の商工振興施策においてデジタル地域通貨等の導入の可能性を含め検討を進めてまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／富山議員の区民住宅の最低収入基準等についての御質問にお答えします。

区民住宅は、中堅所得層向けの住宅として条例により区が独自に設置している住宅です。区民住宅の所得基準につきましては、所得税法等に基づき算出することとなっております。現行制度上、障害年金等は非課税となり所得計算に含めないこととなっております。しかしながら、議員御指摘のとおり、障害者の方に寄り添った制度に見直すことが重要であると認識しています。

所得基準については、使用料にも影響が及ばないよう慎重に検討する必要があると考えて、法律や他の自治体の事例を参考にしながら制度の見直しを検討してまいります。

続きまして、神田錦町3丁目施設沿道整備に関する御質問にお答えします。

この施設の沿道に当たる神田警察通りは、地域からの強い要望があり、狭い歩道を、子ども、お年寄りも、障害をお持ちの方も、ベビーカーの方も、自転車の方も、誰もが安全に、そして安心して通行できる歩道に向けて整備を進めております。

このため、議員御指摘のとおり、神田錦町3丁目施設の完成に合わせて、障害者や高齢者などの方々が安心安全に通行できるよう、Ⅲ期の区間の整備が求められているものと認識しています。

しかしながら、神田警察通りⅡ期区間の整備は、妨害のため3年以上遅れて、本年6月から通常の作業を進めているところでございます。

進捗につきましては、電力事業者の地上器や交通管理者の信号機などの多くの道路専有物の移設等に時間を要することから、令和8年の秋頃の完成を見込んでおります。

妨害による遅れを少しでも取り戻すために、区といたしましては、今後、道路整備の工程や手順の見直しなど鋭意努力を重ね、これにより、障害者や高齢者等の皆様の立場に立った歩道拡幅やセミフラット化、近隣駅・バス停までの誘導ブロックの設置など、神田錦町3丁目施設の竣工に合わせて整備を目指してまいります。

続きまして、和泉公園等の公園整備に関する御質問にお答えします。

まず、公園への防犯カメラの設置状況についてですが、現在、錦華公園に1か所、東郷元帥記念公園に4か所設置をしております。

これにより、24時間の公園内の状況を確認できる状況となっております。

続いて、和泉公園についてですが、本公園は広場や遊具に加え、夏には花火やこどもの池

も利用可能であるなど、多くの子供に親しまれている公園であり、安全・安心に利用できる環境を整備することは大変重要であると認識をしております。

本公園は、御指摘のとおりトイレが入口側にあり、公園の中の様子が見えづらい状況にあるため、大人の目が十分に行き届くことが安全・安心確保において必要であると認識しています。

そこで、公園は和泉小学校・いずみこども園等との一体的整備に伴い解体を控えていますが、まず、改修までの暫定措置として防犯カメラを早期に設置するとともに、巡回パトロールの強化などソフト面での対策による死角の解消を検討してまいります。

さらに、将来的には、新たな公園整備の計画において、視認性・回遊性・子供の安全性を踏まえながら、公園内の建物や構造物等の配置を工夫するなど、ハード面からの検討も行っております。

議長／デジタル担当部長。

デジタル担当部長／富山議員の物価高騰対策の御質問のうち、給付方法に係る御質問についてお答えいたします。

区の給付事業において、例えば給付支援サービスのような共通のデジタル基盤を使うことで、事務の効率化や区民の利便性向上が期待できる点は議員御指摘のとおりです。

一方で、現在のところ、給付対象者の属性によっては、デジタル的な方法では十分な事業効果が見込めないケースも想定されるなど、給付の目的や運用実態に応じて適切に手段を選択することも重要です。

給付における迅速性、分かりやすさのさらなる向上のため、共通基盤や庁内給付事業の調査研究を進め、区として給付の目的に応じた適切な手段を選択できるよう、整理に努めてまいります。

議長／次に、公明党議員団を代表して、6番米田かずや議員。

米田議員／令和7年第3回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表して質問いたします。

まず初めに、子育て施策についてです。

東京都における外国人人口は、近年大きく増加しております。

2025年1月1日現在で72万1,223人、10年前の2015年と比べると、約30万人、率にして72.8%増加し、およそ1.7倍に拡大しております。

直近の2025年7月1日には75万6,421人に達しており、増加傾向は続いています。

千代田区でも同様で、2025年8月1日現在の外国人住民は42,455人。

10年前の25,933人から1.6倍に増加しています。

これに伴い、区内で学ぶ外国籍の児童生徒も年々増加しています。

多様な文化や言語を持つ子供たちが共に学ぶことは、大きな可能性を秘めております。

一方で、言語や学習支援、保護者との意思疎通、生活習慣の違いなど、多くの課題もあります。

教育だけでなく、生活全般での福祉的支援や地域社会への定着支援は急務であり、将来の人口政策の観点からも重要であります。

そこでお伺いします。

区として、外国人児童生徒の増加をどのように受け止めているのか。

教育現場での支援に加え、外国人家庭が抱える福祉的課題を、どのように把握しているのか伺います。

次に、日本語指導の充実についてです。

これまで様々な取組がなされてきましたが、依然として十分でないという声があります。

生活に必要な日本語は比較的早く身につけられるものの、授業で意見を述べたり、長文を理解するなど、学習に必要な日本語の習得には時間がかかり、授業との両立が大きな課題です。

都教育委員会は昨年度、日本語指導のガイドラインを策定しました。

区として、このガイドラインをどう受け止めているのか。

専門支援員の配置、教材整備、多言語対応など、日本語指導を拡充する今後の取組について伺います。

次に、国と地域社会の役割についてです。

海外では、国の方針の下、学校外でも体系的に言語教育が整備されています。

日本でも文部科学省が対話型アセスメントを開発しましたが、授業と日本語指導を両立できる体制は、いまだ不十分です。

国による体制整備を強く求めてまいりたいと思っております。

その上で、区としても多文化共生の視点から日本語指導を拡充し、子供たちが自らの強みを発揮できるよう、後押ししていく必要があります。

今後の取組を伺います。

最後に、保護者への日本語支援と「言語面のヤングケアラー」防止についてです。

子供の幸せを考えると、保護者への日本語学習機会の保障は不可欠です。

保護者が学べない場合、子供が学校からのお知らせや行政手続を通訳し、いわばヤングケアラーとなる事例があります。

実際に、子供が全て学校からの手紙を訳して伝えている例も見られます。

こうした事態を防ぐため、地域日本語教室を単に来るのを待つのではなく、保護者が学習につながるよう積極的な働きかけが必要と考えます。

区としての見解を伺います。

次に、学童、朝の居場所づくり、いわゆる「小1の壁」についてです。

この課題については、以前の代表質問でも取り上げ、朝の居場所づくりを提案した際に、区から前向きな御答弁をいただきました。

感謝申し上げますとともに、その答弁を踏まえ、さらに取組を前進させるべきと考えます。御承知のとおり、小学校入学を機に子供の預け先がなくなる小1の壁は、仕事と子育ての両立を難しくし、多くの家庭が困難に直面する大きな課題です。

実際に神田地域の小学校では、児童が7時40分前後から校門前に並び始めている状況が見られます。

こうした中、こども家庭庁は今年度、自治体に対し、地域の状況やニーズを踏まえた対策を進めるよう通知を出しました。

また、都教育委員会も、来年度から始業前2時間に、地域住民や民間の協力を得て、学校に児童の居場所を提供する区市町村を支援することとしております。

そこで伺います。

本区においても、国や都の助成を活用しつつ、朝の学童に加え学校開放や放課後子ども教室事業を朝にも展開するなど、朝の居場所づくりをさらに進めていくべきと考えます。

その際には、先行自治体の成果や課題を十分に踏まえることに加え、千代田区ならではの特色を生かした独自のモデルを構築することが重要です。

例えば、ICTを活用して保護者や地域と情報を円滑に共有する仕組みや、地域人材や企業ボランティアとの協働による多様なプログラム展開、オフィス街という立地を生かし企業の人的・物的資源を朝の居場所づくりに生かす仕組みや、区内大学や文化施設と連携した学びや体験活動の導入などといった、千代田区ならではの強みを取り込んだモデルを構築すべきです。

こうした独自モデルを整備し、子育て世帯が安心して仕事と家庭を両立できる環境を整えることこそ区の使命であると考えます。

見解を伺います。

次に、区内のマンション取引に関する要請についてです。

東京23区のマンション価格は、中古でも平均1億円を超え、特に都心三区に含まれる千代田区ではさらに高騰しています。

その背景には、海外からの投機的な取引が住宅価格や賃料の上昇を一層加速させていると考えられます。

さらに、所有者が実際には居住していない住戸が約7割にも上るとの調査結果も公表されており、居住実態のない物件が多数存在することによって管理組合の運営に支障を来し、住環境の悪化につながることが懸念されております。

こうした背景を踏まえ、区は7月18日に、市街地再開発事業等で販売するマンションについては原則5年間の転売禁止と、同一建物において同一名義による複数物件購入の禁止を内容とする投機目的でのマンション取引等に関する要請を行いました。

この要請は不動産業界のみならず、広範な社会的注目を集め、連日、報道機関をにぎわ

せています。

我々、公明党議員団としても需要者保護、価格高騰の抑制の観点から必要性を感じております。

また、都議会公明党も投機目的のマンション取引による高騰の抑制について具体的なアクション起こし、取組を都に行っております。

そこでお伺いします。

私権財産の制限になる可能性と特約で転売を制限すること、購入制限を設けることは、購入者の自由、物件の流動性など、私権財産（？）の制限に当たる可能性も指摘されます。

この点についてのお考えを伺います。

2、区長の要請と実効性について。

このような要請が果たしてどこまで実効性を保ち、区民生活の改善に直結するのか、その効果をどのように検証されるのかお伺いします。

さらに、単なる要請で終わらせるのではなく、取組の進捗状況を区議会や区民に対して定期的に公表する仕組みを設けてはいかがでしょうか。

3、居住安定と地域コミュニティへの影響について。

投機的なマンションの取引の増加は、住宅価格や賃料の高騰を招き、長年住み続けてきた区民が区外に転出せざるを得ない状況を生んでいると考えられます。

区民の居住の安定と地域コミュニティの維持を守るために、どのような追加策を講じられるお考えなのか。

また、制度を用意するだけでなく、実際に区民が利用しやすい仕組みとすることが不可欠です。

利用状況や課題を把握し、改善につながる取組を進めてはいかがでしょうか。

4、再開発事業への対応について。

要請文では、総合設計制度や再開発事業により建設されるマンションの販売方法に制限を求めています。

しかし、再開発は区のまちづくりの要であり、区民合意を前提とするべきものです。

区は事業者に対し、この要請の趣旨をどのように徹底し、住民本位の事業進行を保証していくのか。

さらに、説明や協議を行うだけでなく、区としてガイドラインを策定し、事業者に義務的に守らせる仕組みを検討するのか伺います。

5、国や都との連携について。

要請文では、国や東京都に対し、短期転売の抑制や投機防止のための制度的措置を求めると記されています。

具体的にどのような制度改革や法改正を要望されているのか、また、国や都との協議の進捗状況はいかがでしょうか。

合わせて、単なる要望にとどめるのではなく、千代田区から積極的に具体的提案を行い、

国や都をリードする姿勢を示すべきと考えますが、見解を伺います。

6、区独自の施策について。

最後に、区民が安心して住み続けられる千代田区を守るため、区独自に取り組む具体策、例えば、住宅確保要配慮者支援の強化、空き室の有効活用、居住実態を重視した条例の検討などを打ち出すお考えはありますか。

さらに、検討にとどめるのではなく、実効性のあるロードマップを示し、早期に区民に公表すべきと考えます。

見解をお伺いいたします。

次に、東京都アフォーダブル住宅についてです。

東京都が推進するアフォーダブル住宅は、都議会公明党も提案し強力に推進した施策であり、手頃な価格で安心して暮らせる住まいを提供し、若年層や子育て世帯、ひとり親世帯をはじめとする住宅確保困難層の生活基盤を支える重要な取組であります。

千代田区においても、将来の人口政策と多文化共生の推進に資するもので、その活用は極めて有効であると考えます。

第1に、市街地再開発事業における地域貢献の一環としての位置づけです。

区内では大規模再開発が進行しており、今後もあると考えられます。

その際に求められる地域貢献施設の一部に、アフォーダブル住宅を組み込むことで、オフィスや商業中心に偏りがちな再開発に居住の要素を取り込み、若い世代や子育て世帯の定住を促すことが可能となります。

区として、この仕組みを積極的に導入してはいかがでしょうか。

第2に、老朽化が進む中小規模のテナントビルや空き家ビルを活用したコンバージョンについてです。

既存建物を住宅へ用途変更することで、速やかにアフォーダブル住宅を供給でき、空室化やビル老朽化といった都市課題の解決にもつながります。

こうした活用に対し、区として規制緩和や改修費用助成など、事業者を後押しする仕組みを検討してはいかがでしょうか。

第3に、アフォーダブル住宅を単なる安価な住まいにとどめず、地域共生の拠点とすることです。

多言語対応や生活支援、交流スペースなどを組み合わせることで、外国人世帯や単身高齢者の孤立防止にも寄与します。

区はこうした住まいプラス福祉・交流機能のモデルを構築していくお考えがあるかお伺いいたします。

以上を踏まえて、千代田区としてアフォーダブル住宅を市街地再開発や既存ストック活用と結びつけ、区の人口政策や多文化共生の推進に資する施策として、どのように具体化していくのか見解を伺います。

次に、災害対策についてです。

去る9月11日、首都圏は記録的短時間大雨に見舞われ、品川区では立会川が氾濫し、戸越銀座商店街をはじめ各地で道路・店舗の冠水、地下店舗への浸水が相次ぎました。

目黒区でも、住宅や地下施設で浸水被害が確認されています。

さらに、9月5日には静岡県で相次いだ突風が気象庁の現地調査で竜巻の可能性が高いとされ、J E F スケール1から2相当の強度評価が公表されています。

加えて同日、茨城県北部でも、目撃情報ありの竜巻注意情報が発表されました。

東京都は9月9日、地下空間浸水対策ガイドラインを17年ぶりに改定し、地下駐車場・地下街・中小ビルの地下室を含む対策、I C T ・ A I 活用、避難誘導の強化を明確化しています。

千代田区は、オフィス密集、巨大地下空間、駅直結の商業・駐車場、歴史資産と行政中枢が共存する複合リスク地区です。

本区の備えを、最新の都方針と近隣区の被害実態を踏まえて総点検し、命と暮らし・経済活動を守る実装型の減災へ転換することを強く求めます。

そこでお伺いします。

東京都の地下空間浸水対策ガイドラインの改定もあったが、千代田区として浸水リスクのある地下施設の情報をどのように把握し、指導しているのか。

2、1時間100ミリの豪雨が降れば、どの地域でも地下街の浸水対応が必要となります。区のマンションや中小ビルの地下街の浸水対策について、今後、新たな補助制度を創設する考えはあるか。

3、豪雨・竜巻・突風等の局所的な異常気象対策として、区の降雨レーダー、河川水位等の情報を統合したリアルタイム監視システムを導入する計画はあるか。

4、透水性舗装、雨庭、雨水貯留タンク等のグリーンインフラ整備を再開発や官民連携で標準化し、来年度の導入目標を数値化するお考えはありますか。

5、地下施設の浸水対策について、こういったものは訓練が欠かせないと考えます。

通常、年1回の訓練実施が主だが、1時間100ミリ豪雨が頻発している昨今、訓練回数の増加を行うべきと思うがいかがでしょうか。

6、区内の屋外イベントやマルシェの開催要綱に、竜巻・雷・豪雨注意情報発表時の中止基準を明確にする考えはあるでしょうか。

7、区の警戒レベル情報を、在勤者・来街者を含む全ての人に多言語・重層的に届ける仕組みを導入する計画は。

8、局所的な昨今の竜巻や地下浸水など激甚災害の局所化を踏まえ、被災後72時間以内に発動できる中小企業・商店向けの緊急回復支援などを区独自に創設する考えはありますか。

9、これまでの施策については区全体で考えることが必要だと思うが、これらを災害対策という切り口で組織横断的に考えてはいかがでしょうか。

次に、避難所の備蓄物資、衛生環境整備についてです。

近年の豪雨災害や地震等の大規模災害時には、避難所での生活環境が長期化する事例も見受けられます。

その際、最も大きな課題の一つがごみ問題であります。

特に、避難所におけるごみの集積やトイレの使用に伴い、ハエや蚊などの害虫が大量発生し、病原体を媒介する恐れがあります。

また、ゴキブリの発生による衛生被害、さらには不快害虫による精神的なストレスや不安感なども無視できません。

これらはいずれも、体調不良や健康リスクを高める要因となります。

こうした状況を防ぐには、発災直後から迅速かつ適切に対応できるよう、事前に十分な備えを講じておくことが不可欠であります。

とりわけ、殺虫剤や防虫スプレー、害虫捕獲資材などを計画的に備蓄し、災害時に避難所へ適切に配備できる体制を整えることが重要と考えます。

さらに、避難所では体調を崩す方も少なくありません。

薬機法の解釈等の課題はありますが、感染症や軽度の体調不良に対応できるよう、下痢止め、解熱剤、鎮痛剤などの一般用医薬品を一定数備蓄しておくことが有効と考えます。

これにより、軽い症状の方は混雑している医療機関に殺到せずに済み、医療現場の負担軽減にもつながるものと考えます。

そこでお伺いします。

区は、避難所における生活環境の衛生確保と感染対策の観点から、ごみ問題やトイレ利用に伴う害虫発生のリスクをどのように認識しているのでしょうか。

避難所運営マニュアルに、害虫発生防止及び衛生管理の観点をどのように位置づけているのか。

ハエ・蚊・ゴキブリなどの病原体媒介・衛生害虫や不快害虫による被害を防ぐため、殺虫剤等をあらかじめ備蓄し、災害時速やかに配布できる仕組みを構築すべきと考えますが、区の見解は。

4、(?) 薬機法の解釈を踏まえつつも、下痢止め・解熱剤・鎮痛剤などの一般用医薬品を避難所に備蓄し、軽度の体調不良者が医療機関に殺到せずに済む体制を整えるべきと考えます。

区の見解をお聞かせください。

以上、公明党議員団を代表して質問させていただきました。

区長、教育長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待し、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／米田議員のまちづくり・住宅政策に関する御質問にお答えします。

区としては、投機目的でマンションを購入するのではなく、実際に住んでいただく方に購入していただきたいということで7月18日に要請を行いました。

まず、国や東京都との連携についてです。

短期で転売した場合の譲渡所得税の引上げなど、投機目的のマンション購入の抑制に向けた有効な施策を講じるよう国や都に対して求めていくとともに、国の動向を注視しつつ、必要に応じて具体的な提案を行うことを検討してまいります。

次に、千代田区独自の施策についてです。

投機目的の購入抑制と併せて、住宅を増やすことが重要であると考えています。

議員御指摘のように、住宅供給に当たっては、アフォーダブル住宅の活用が有効だと認識しております。

このためには、新築に限らず中古住宅や空き家のリノベーション、オフィスビルの住宅転用など、都市の既存ストックを有効活用する視点が重要です。

区としては、東京都が推進する手頃な価格「アフォーダブル住宅」施策と連携しつつ、規制の緩和やリノベーションへの助成制度、市街地再開発事業と連携した整備など、あらゆる面から検討し、多様な人々が快適に暮らし、交流し、地域に根ざして生活することができる持続可能な都市の環境づくりに資するアフォーダブル住宅の供給を進めていきたいと考えております。

今回の要請は多くの方々の共感を得られたと感じております。

誰かが動き出さなければならない中で、千代田として最初の一手をまず打ったと考えております。

要請先である不動産協会も、7月18日の当区の要請の後、今回初めて投機的な動きを認めました。

また、これは好ましいことではないとされています。

国交省の調査結果を踏まえて、今後につきましては投機的な短期転売の抑制を発信するというお考えにも変わったと認識しております。

区議会にも適宜適切な時期に報告するとともに、国や都、他自治体とも問題を共有し、今後も様々な角度から有効な手だてを、手を緩めることなく打ち出してまいりたいと存じます。

詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

議長／子ども部長。

子ども部長／米田議員の子育て施策に関する御質問のうち、朝の居場所づくりについてお答えします。

朝の居場所については、現在、小学校2校で行っている始業前の校庭や図書室などを開放する活動を、10月から小学校全8校で週1回程度子どもの朝活プログラムとして試行で

実施する予定でございます。

実施に当たっては、見守りスタッフの確保など、運営体制の構築が大きな課題であると認識しております。

議員御提案の地域の人材や企業ボランティア、区内の大学生の活用などについても検討し、持続可能な施策の実現に向けて、引き続き関係者と協議・調整を行ってまいります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／米田議員の外国人児童・生徒に関する御質問にお答えいたします。

まず、外国人児童・生徒の増加についてですが、児童・生徒の学習や学校生活への支援とともに、保護者を含め、言語習得や日本の生活への適応に向けた支援も必要になるものと捉えております。

そのため、面談や保護者会を含めた通訳支援員の派遣や日本語指導員の巡回（？）指導、A I通訳機の活用など、様々な支援を行っているところでございます。

また、外国人家庭における課題については、児童・生徒が日本語を理解していても、保護者がそうでないケースによる児童・生徒の心的負担感や、両親が海外赴任で不在など、個々にケースは異なりますが、そうした課題も認識しております。

次に、日本語指導推進ガイドラインについては、学校における継続的な支援と多文化共生の視点を示す重要な指針であると捉えております。

また、今後の取組ですが、専門的な支援員については、中国語のできる職員の学校への常時配置を検討するとともに、既に導入しているデジタル教科書といった視覚化できる教材の活用を一層進め、学習環境の整備を図ってまいります。

さらに、多言語への対応ができるよう、A I通訳機の配備数も拡充してまいります。

最後に、外国人児童・生徒の可能性を発揮するための取組についてですが、様々な学びの機会を通して、社会で生きていくために必要な日本語の能力や学力などを育み、日本語を母語としない児童・生徒が安心して学びに向かうとともに、充実した学校生活が送れるよう、日本語指導に関わる取組の充実に一層努めてまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／米田議員の避難所の備蓄物資、衛生環境整備に関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、避難所のごみ集積場所やトイレにおいては害虫発生リスクがあり、感染症や食中毒予防の観点からも、避難所の衛生管理は非常に重要であると認識しています。

避難所運営マニュアルでは、避難所内に組織される衛生・救護部が、良好な衛生状態の維

持に努めるよう定めています。

あわせて、地域防災計画に基づき、区職員からなる環境衛生班が、避難所の衛生状態の監視・消毒と殺虫剤の配布、区民への指導を行うこととしております。

殺虫剤は一定数を備蓄し、各避難所へ配備する体制としていますが、より迅速に対応できるよう、今後は各避難所への事前の配備も検討してまいります。

軽度の体調不良者に対応するための一般用医薬品の避難所での備蓄についてですが、一般用医薬品であっても、その使用に当たっては医療的判断が必要となる場合があることや、適切な用法・用量の順守の観点から有資格者が対応すべきものと考えております。

区では、区内医師会、区薬剤師会等と協定を締結し、緊急医療救護所や避難所医療救護所において、軽度の体調不良者等への対応を行い、医療機関の負担軽減を図ることとしています。

引き続き、区内関係機関との協力体制の強化を図り、災害時における傷病者の医療救護体制の確保に努めてまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／米田議員の子育て施策の御質問のうち、外国人保護者に関する御質問にお答えいたします。

外国人保護者への支援についてですが、現在、日本語が話せない保護者に代わり、外国人児童・生徒が通訳の役割を果たす場面が見受けられます。

外国人保護者には、単に言葉を訳すだけではなく、生活や文化、教育制度の違いなどを御理解いただくため、学校から保護者に直接、日本のルールや考え方を伝える取組を進めていると聞いております。

また、他自治体の調査等では、外国人保護者は学校の仕組みや教育制度の理解に不安を抱え、保護者支援に特化した相談の場を求めているという報告も見受けられます。

今後は、本区の状況を把握しながら、区内の関係部署と連携を図り、必要な対応策も検討してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／米田議員のまちづくり・住宅政策に関する御質問に、区長答弁を補足してお答えします。

まず、購入制限を設けることにつきましては、既に一部事業者がマンションを販売する際に行っている内容です。

行政が要請という拘束力がない形で行う行為であるため、適切であると認識をしております。

また、実効性につきましては、対象が市街地再開発事業等に伴って販売するマンションであり、区と協議しながら進めていく事業であるため、事業者が取り組みやすい内容であり、強制力を持たせずとも、実効性は高いと考えております。

次に、居住安定性と地域コミュニティへの影響についてですが、投機目的のマンション取引が増えることにより、過度な住宅価格の上昇、ひいては賃貸マンションにまで影響を及ぼし、区内に居住したい方々が住めないことが生じております。

また、居住実態のない住戸が増えることにより、地域コミュニティの希薄化やマンションの管理運営への悪影響等も懸念されます。

居住安定と地域コミュニティ維持に当たっては、投機・転売目的の購入を抑制しつつ、住み続けられる住宅を供給することが重要と認識しております。

住宅供給に当たっては、共同住宅で賃貸の空き家3700戸、中古や賃貸、リノベ・アフォードブル住宅など、様々な面からの検討が必要と考えており、都のアフォードブル施策とも連携しながら調査・検討してまいります。

こうした取組につきましては、区民が利用しやすい仕組みにするとともに、第4次住宅基本計画の施策を進行管理する中で、適宜区民に報告をしてまいります。

とりわけ、過去にオフィスから住宅転用への助成制度が存在していたことを踏まえ、その課題等を検証し、今後検討してまいります。

要請を踏まえた事業者の取組についてですが、区民へどのようにお示ししていくかについて、事業者と会話をしながら今後検討していきたいと考えております。

さらに、市街地再開発事業における地域貢献の一環の位置づけ、住まい、福祉・交流機能のモデル構築につきましても検討をしてまいります。

続きまして、グリーンインフラ整備に関する御質問にお答えをいたします。

グリーンインフラは雨水を地面に浸透させることで河川や下水管の氾濫等のリスクを低減でき、気候変動による豪雨が激甚化する今日において非常に有効な手法であると認識しております。

今後、区内におけるグリーンインフラの積極的な展開を見据え、まずは今年度、区道のモデル区間を設定し、再開発や官民連携等、民間の事例を参考にしながら導入を検討してまいります。

これにより得られた知見は、東京都の雨水流出抑制に資するグリーンインフラの取組についても注視しながら、今後改定する千代田区道路整備方針に有効な方策や要件などを反映してまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／米田議員の災害対策についての質問にお答えいたします。

まず、地下施設の情報把握ですが、現在、区は浸水リスクのある地下施設について、水防

法に基づき地域防災計画により指定を行い、避難確保・浸水防止計画の作成・提出を求めています。

その指定に当たっては、国や都が公表している各種浸水想定区域内に位置する地下施設を調査し、特定しています。

次に、浸水対策についてですが、近年１時間１００ミリメートルを超える降雨に伴う水害が頻発し、都市型水害が発生する可能性が高まっています。

現在、主に土のうの貸出しを行っていますが、都や他区市の動向を注視しつつ、補助制度など新たな支援策についても研究してまいります。

次に、降雨レーダーや河川水位等のシステム導入についてですが、現在、降雨レーダーや河川水位については、東京管区気象台や千代田区河川情報システム等から情報収集を行っています。

豪雨災害の激甚化、頻発化が進んでいることから、統合監視システムの導入など新たな把握方法についても研究してまいります。

次に、地下施設の浸水対策訓練についてですが、区は、水防法等に基づき、年１回以上の定期的な訓練を指導していますが、今後は訓練回数など実効性の高い訓練方法を検討してまいります。

次に、イベント等の荒天時の中止基準についてです。

開催の可否は、主催者自らの責任で判断すべきと考えておりますが、気象状況と開催リスクの相関など調査してまいります。

次に、区の警戒レベル情報の周知についてですが、今年４月から運用を開始した千代田区防災ポータルサイトや防災アプリは、区が発令する警戒レベル情報を複数言語で発信しています。

また、防災アプリは区民と区民以外の設定に加え、プッシュ型通知も可能です。

さらに、防災行政無線は、日本語のほか、英語、中国語、韓国語の多言語化対応をしています。

次に、被災後７２時間は応急救命やライフラインの復旧を最優先に取り組みますが、竜巻のような災害の局所化など昨今の災害実態を踏まえた早期の緊急回復支援については、今後の地域防災計画の見直しの中で研究してまいります。

最後に、豪雨対策を組織横断で取り組むことについてですが、区の防災施策対策・態勢の向上を図ることを目的とした防災対策見直しに向けた検討委員会での課題として共有するなど、全庁を挙げて検討してまいります。

議長／議事の都合により休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

日本維新の会千代田議員団を代表して、12番春山あすか議員。

春山議員／本日、令和7年第3回定例会に当たり、日本維新の会千代田議員団を代表し、DXを推進する中で明らかとなる、これからの基礎自治体運営において政策実現上で障壁となる様々な法制度や運用ルール上の課題について本区としてどのように対応していくのか、財政の可視化及びアセットマネジメントについて、ガバメントAIの推進と人材活用について、大きく3つのテーマで質問をさせていただきます。

まず初めに、DXの推進とこれからの基礎自治体運営に向けて、DXを推進する中で障壁となる様々な法制度や運用ルール上の課題が浮かび上がってきました。

デジタル化の推進や、また、その環境整備を進められている職員の皆様の努力に評価をするとともに、本区としてこれらの課題にどう対処していくのか伺いたいと思います。

DXを推進するということは、行政の具体的運用の課題と解決策が明らかになることと考えます。

区が取り得る解決策が明確化する中で、法制度や予算構造から起きる課題や弊害についてどう対処していくのか、区長のお考えを伺いたいと思います。

基礎自治体では対処できないことと看過するのではなく、個人情報等を有し、かつ、現場で実際の業務を行う基礎自治体であるからこそ明らかとなる課題について、声を上げていく必要があるのではないのでしょうか。

幾つか具体的な事例に沿って質問を進めたいと思います。

まず初めに、不動産投機に関する課題とDX利用による解決について。

先日、千代田区で投機目的による不動産価格の高騰を防止するとし、5年以内の投機目的の転売抑制を一般社団法人不動産協会に要請しました。

樋口区長がBSフジのニュース番組プライムニュースにも出演し、千代田区が置かれている現状と対策について説明をされました。

また、中野洋昌国土交通相は2日の閣議後の記者会見で、都市部での不動産価格の高騰について、「実需に基づかない投機的取引は好ましくない」と述べました。

千代田区が投機目的の過度な不動産投資によって居住を目的とする購入希望者へ与える悪影響を注視していくというファーストアナウンスとして、一定の効果があったことを高く評価させていただきます。

一方、この要望は法的な拘束力を持つものではなく、努力目標のレベルにとどまっています。

しかしながら、投機目的による不動産取得は幾つかの課題をはらんでいます。

ここでは3点指摘します。

1つは、居住実態を伴わない不動産保有が増えることで、地域の空洞化が生じ、地域力が

低下しかねないこと。

2 つには、住民票を持たない外国籍法人などの保有による固定資産税及び管理費の未納に加え、修繕など維持管理の合意形成が困難となる懸念があること。

3 点目が、新築マンションの固定資産税の減免措置が本来目的としている、住宅を所有する人々の税負担を軽減し、持ち家を奨励することから外れ、投機目的の不動産購入にも適用されていることです。

租税特別措置法とは、公平な税負担の原則の例外として、限定された期間と目的のために設けられているはずです。

それでは伺います。

1、約5000室の空室対策について、どうお考えでしょうか。

賃貸住宅市場の情報整備、流通促進、管理活用支援推進法人、地域を巻き込んだ管理体制の構築が必要ではないでしょうか。

外国人、外国法人、国内法人と問わず、利活用するための支援法人を組織し、居住権の主張問題が発生しない、もしくは、即時解決できるような施策体制を行政が積極的に関与して解決を図る必要があるのではないのでしょうか。

また、京都市では令和11年より非居住住宅利活用促進税が始まりますが、本区でも導入を検討されないのでしょうか。

2、居住を伴わない主体が不動産を保有した場合に生じる税などの未納の課題、外国籍法人などの投機によって生じる課題についてどう把握・対応していかれるお考えでしょうか。居住、非居住、納税状況などの情報の一元化の必要性についてどうお考えでしょうか。

3、投機目的での不動産取得による不動産関連税の取扱いについて、どうお考えでしょうか。

住宅用土地建物に係る不動産取得税の軽減措置、固定資産税の減免措置について、今後どう取り扱う必要があるとお考えでしょうか。

4、このような課題に対して、現状を正しく把握する必要があると思います。

そのためには、不動産情報の取得分析などの手作業はDXを用いて解決できるのではないのでしょうか。

マンション情報の一元化などDXを利用した課題解決についてどう取り組まれるお考えですか。

このような新築分譲マンション、賃貸マンションとそれぞれが抱える様々な課題に対し、住環境政策を担う外郭団体である一般社団法人まちみらい千代田とのさらなる密な連携が必要ではないのでしょうか。

以上に関して、区のお考えを教えてください。

続いて、千代田区管轄から収められる税の使われ方の可視化と地域課題解決の財源について。

第1回定例会の代表質問にて確認させていただきましたが、令和5年度千代田都税事務所

所管内収納済み都市計画税、約約 3 7 0 億円余のうち、本区に対する還元はなく、固定資産税、約 2 0 0 0 億円余の還元率は 3. 7 %となっています。

一方で、東京都の都市計画税・固定資産税の税収は近年増え続けています。

現在、国土交通省では都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会が開かれ、地域特性に合わせた地域の魅力の向上を検討していくことが必要と議論されています。

しかし、当然ながら地域のマネジメントには財源が必要です。

都市の個性の確立と質や価値の向上には、人口減少時代、少子高齢化社会、コロナ禍を経ての働き方や住まい方の変化など、時代背景も踏まえ、地域ごとの多様なニーズに応えた税の使われ方が必要になってきているのではないのでしょうか。

例えば、先日行われた番町まちづくり懇談会では、交通、環境といった 5 つのテーマのうち、街路のネットワークなど交通だけでなく、歴史文化や住環境、安心安全、自然環境というテーマの中でも、電柱地中化や歩行空間の拡幅など都市インフラへの改善を要望する声が多数ありました。

区民の方々が納める固定資産税や都市計画税の高さについても意見が出ていました。

千代田区の不動産を起因とする納税分に関する還元率を明確にし、区民の生活の豊かさにつながっているか判断できるように働きかけはできないのでしょうか。

宿泊税についても同様です。

例えば、京都市は街路整備に、軽井沢町では電柱地下埋設に、宿泊税を都市基盤整備にも使うことで、持続可能なまちづくりの実現に向けて取り組んでいます。

それでは伺います。

1、千代田区管轄から都税事務所に納められている都市計画税・固定資産税・宿泊税など、税の再配分機能という観点からプロジェクト単位で財源を可視化し、区民の生活の豊かさにつながっているか判断することができるように働きかけをすることはできないのでしょうか。

2、地域の声や地域課題を把握し、基礎自治体からその課題解決に向けてボトムアップ型での政策提言をしていくことが必要ではないのでしょうか。

地域マネジメントやインフラ整備など、千代田区らしい都市の個性の確立と質や価値の向上を実現するための財源を今後、基礎自治体としてどのように考えていくのでしょうか。

都税事務所に納められている税の使途の決定プロセスに区が一定の影響力を与えられるようにする必要があるのではないのでしょうか。

3、目的税を使途目的に沿った都市課題解決に使えるようにすべきではないのでしょうか。

都市計画税は都市のインフラ改善に、宿泊税は地域の都市インフラの整備も含め地域の観光政策に使えるよう、区民の生活の豊かさにつながるよう働きかけをしてはいかがでしょうか。

4、具体的な例として、国交省が掲げる道路ビジョンやウォーカブルなまちづくりの実現に向けて、道路拡幅や電柱地下埋設等、地下、都市インフラの再整備についても都市計画

事業の対象とするよう求めていく必要があるのではないのでしょうか。

続いて、国保未収納など税の未納とガバメントクラウドについて。

第2回定例会にて、国民健康保険の未収納額について質疑をさせていただきました。

永住者以外の外国人の滞納による法定外繰入の課題について、現在のシステムでは手作業で抽出するしか把握ができないことが明らかになりました。

また、在留資格の属性についての情報はシステム上、管理しておらず、現在、国において国民健康保険システムの標準化の検討が進められていますが、現状の仕様では今後も調査把握を行うことが難しいことが明らかになりました。

早くから国保の未収納について議会でも議論されてきたお隣の新宿区では重要な課題として認識されており、滞納対策課が設置されるなど、議論も活発化しています。

ここで伺います。

1、社会保険料の国民負担が引き上げられる動きが顕著になっている中、未収納の管理と対策は決して軽んじられるべきではないと考えます。

千代田区として、未収納の実態が把握できるように対応すべきではないのでしょうか。

2、これから千代田区でも外国人の在留人数が増加していく可能性が排除できません。

このことも考慮した上でシステム上の課題として捉える必要があるのではないのでしょうか。

現在は外国人の滞納状況の把握について、日本人を含む全てのデータから一部の情報を手作業で抽出するしかなく、行政に必要以上に負担がかかります。

また、在留資格の属性についての情報はシステム上管理できておらず、特別区として外国人の抽出がシステム上可能になるよう公共サービスメッシュに組み込む、また、システム改修による入国管理データとの連携など国に求めてはいかがでしょうか。

3、前定例会にてガバメントクラウド標準化のその先、共通化について質疑をさせていただきました。

こういったことも含めて千代田区としてモデルを構築することについて、改めてお考えをお聞かせください。

4、外国人被保険者の中には皆保険制度がない国の出身者も多く、保険制度自体について、あるいは保険料の納入についての理解に時間を要する場合があることも明らかになりました。

これに対し、在留1年以下の中長期在留外国人は自国での海外旅行保険の加入を義務化し、入国の際の確認事項とすることを国に要望されてはいかがでしょうか。

続いて、医療DX及びPHR（パーソナル・ヘルス・レコード）の推進について伺います。

厚生労働省は標準化された電子カルテ情報を送受信できる標準型電子カルテの開発を進めています。

これは診療所規模の医療機関のニーズをカバーできていますが、病院規模に対してはその他の機能が不足していて採用が困難だという指摘もあります。

しかし、その上で「医療DX令和ビジョン2030」においては、2030年までに電子

カルテの普及率を100%にするとの目標が示されています。

千代田区において電子カルテの導入が果たして現実的にどの程度進捗しているのか、区としても把握する必要があるのではないのでしょうか。

各医療機関が電子カルテの導入、整備に関して、どのように計画しているかに関して、区ではどの程度把握をしているのでしょうか。

また、PHRの推進には健康保険番号と個人情報保護の観点から課題があると伺っていますが、具体的にどのような法的障害があるとお考えでしょうか。

また、必要な解決策をどのように国に求めていくべきだとお考えでしょうか。

場合によっては、法的問題を避けられる範囲で千代田区内で独自にひもづけを行うことも考えられると思います。

区の考えをお聞かせください。

最後に、以上、質問させていただきました各事項について、各部・各課をまたいでどのように政策を実現をしていくのか、あわせてお考えを伺わせてください。

続いて、2つ目のテーマ。

税の流れの可視化及びアセットマネジメントについて。

税とは義務ではなく権利。

先ほどのテーマでも都市計画税・固定資産税などの使われ方について触れさせていただきました。

1月に自費で視察に行ったフィンランド・ヘルシンキでの意見交換の中で、フィンランドでは高い付加価値税25.5%に対して、自分たちの収めた税が身近なインフラに返ってきていると実感があるというお話を伺い驚きました。

もちろん、それは担当者の個人的な意見であり、そうではない意見を持たれる方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、実際には、市内はワンステップで乗り降りできるトラム・路面電車が縦横に走り、公共交通のチケット購入は一元化されており、DX化やインフラ整備が進んでいました。

また、財政データもネット上で分かりやすく公開されています。

京都大学諸富教授の言葉を引用させていただきますが、「税とは義務ではなく権利」であり、収められた税がどのように使われているのか、その可視化を進め、政策議論に住民が参加できることで、初めて、行政と区民との信頼関係が構築されるのではないのでしょうか。

インフラ整備は基礎自治体だけでできることに限界がありますが、住民に一番近い存在である基礎自治体でこそ財政の可視化に取り組むべきであり、千代田区が率先してモデルとなることを期待したいと思います。

それでは、税の可視化とアセットマネジメント、複数年度の視点という点でお伺いいたします。

まず初めに、歳入・歳出の可視化、事業単位での評価、オープンデータの利活用について。財政データの真の透明性とは単にデータを公開することではなく、区民がデータを容易に

理解し、政策に対する意見形成に活用できる環境を整備することにあるのではないのでしょうか。

このためには、事業単位での評価が必要となります。

さらに、国からの予算なのか、都からの予算なのか、あるいは千代田区の歳入から賄われる独自予算なのかということもオープンにする必要があります。

予算の拠出元を明らかにした上で費目ごとに明確にすることで、その事業の評価、必要性を区民も考えることができると思います。

今回の主要策の成果は、事業ごとの事業評価や財政運営の状況など分かりやすいものになっており、職員の皆様方の努力の賜物と思います。

今後、事業単位での財政情報の可視化についてどう取り組まれていくのか、さらに踏み込んで伺いたいと思います。

改めて、区としてのお考えをお聞かせください。

続いて、アセットマネジメントと複数年度の視点。

基礎自治体運営には正しい情報を可視化し、意思決定できる仕組みが必要だと考えます。

属人化している情報では場当たりの意思決定から抜けることはできません。

海外では資産情報と維持管理を突合させたインフラの統合資産管理が進んでいます。

資産管理を合理化することで、マネジメントの効率化が図られます。

また、インフラのマネジメントを標準化するには単年度会計ではなく、複数年度の視点が必要です。

この統合資産管理のシステムを導入している愛知道路コンセッションでは、情報の属人化やデータの不整合が解消され、資産情報と作業管理が突合したデータに基づいたマネジメントを行っていました。

予実設計変更の状況把握から予算未消化の状況、単価管理まで一元化されており、明らかに設定単価と乖離のある見積りの精査等がスピーディに対応できるようになったとのことでした。

また、5年単位での中期計画策定という複数年度の視点で計画が立てられ、年度のばらつきがなくなり、標準化できるようになったとのことでした。

これにより、属人化していた情報による重複作業や年度末の補修工事などの無駄な予算消化が劇的に改善されたそうです。

それでは伺います。

1、本区では道路や橋梁といったインフラや公共施設のデータをどのようにマネジメントされているのでしょうか。

資産情報と維持管理は統合されているのでしょうか。

単価管理・予実管理はどのように行われているのでしょうか。

2、情報が属人化されていないのでしょうか。

過去のデータはどのように蓄積し、分析し、計画に生かされているのでしょうか。

3、複数年度の視点で中長期計画を立て、予算を標準化していくことで、年度末の無駄な予算消化を解消することができると思います。

このようなインフラマネジメントのDX化に取り組んでいくお考えはあるのでしょうか。

また、複数年度の視点で予算を管理することについてどうお考えでしょうか。

4、このようなアセットやインフラに対する税の使われ方を透明化していくことの必要性についてはどうお考えでしょうか。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

ガバメントAIに向けた取組と人材活用、伸びしろ予算について。

現在、デジタル庁ではガバメントAIを加速し、AIフレンドリーな国家へという目標が掲げられています。

本区において先駆的に生成AIの導入を図っていることを評価するとともに、今後のAI活用や人材活用について伺います。

デジタル化の推進、AIの活用とともに、職員が果たすべき職務も変わってきます。

AIを効果的に活用し、住民サービスの向上と業務効率化を両立できるものへと変わっていく必要があります。

具体的には、単なるITスキルにとどまらず、AIを使いこなす能力と、人間でなければならない業務に集中するためのスキルが求められるのではないのでしょうか。

特に後者は対面での区民とのコミュニケーションなど、さらに一層の対話力が必要になると考えられます。

千代田区は職員の方々の区民割合が低いことが特徴的ですが、職員の方々が幅広く区民の声を聞く仕組みづくりも必要です。

また、先ほどの財政の可視化でも、複数年度での計画の必要性や無駄な予算消化の課題について質疑させていただきました。

令和5年度の決算総括、昨年代表質問でも触れさせていただきましたが、予算未消化を執行残とせず、若手職員が積極的に各事業のDX化を加速化する仕組みをつくってもよいのではないのでしょうか。

それでは伺います。

1、AIフレンドリーの行政にどのように現在取り組まれているか、現在の取組状況と今後の目標についてお答えください。

2、区民の声のダッシュボード化やブロードリスニングの導入の検討状況について教えてください。

3、人材はコストではなくソフトインフラという視点が重要だと思います。

この点についてどうお考えでしょうか。

AIフレンドリーな社会やデジタル行政の実現とともに変化する職務において、今後、職員の人材活用についてどう取り組んでいくお考えかお答えください。

4、職員と地域とのかかわりについて。

事業を自分事とする対面でのコミュニケーションの機会創出、現場に出て住民意見を聞く・交わる機会の創出も大切になります。

この点についてどうお考えでしょうか。

5、予算の執行残を伸びしろ予算として若手中心にDXの加速化を行うことを取り組まれてはいかがでしょうか。

以上、区民の生活の豊かさの向上と職員の皆様の働きがいがある職場となるよう、また、全国を牽引するモデル的な基礎自治体となるべく、政策経営部、地域振興部、子ども部、保健福祉部、環境まちづくり部が連携し一体となって様々な政策に取り組んでいただけることを期待し、日本維新の会千代田議員団を代表しての質問を終わります。

区長並びに関係理事者の皆様には、明快かつ前向きな御答弁をお願いできましたら幸いです。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／春山議員のガバメントAIに向けた取組と人材教育に関する御質問にお答えします。初めに、AIフレンドリー行政への取組状況についてですが、本年5月、いわゆるAI推進法が制定され、AI活用の法的枠組みが整備されました。

議員御指摘のとおり、行政自身がAI技術をより身近なものと捉え、積極的に活用できる制度や体制を整える、AIフレンドリーな行政に取り組む必要があると認識しています。

本区では、これまでもAI活用を進めてまいりましたが、10月からは、生成AIを全庁展開し、さらなる活用を推進してまいります。

今後も、AIを人を支えるツールと捉え、業務の効率化と質の向上を両立するとともに、政策立案の高度化を図り、住民サービスの向上につなげてまいります。

次に、人材教育に関する御質問についてです。

多様化・高度化する区民ニーズに対応して、区民サービスの質を持続的に向上させるため、これまでも人材育成に取り組んできましたが、議員御指摘のとおり、これからの時代の職員には、AIを使いこなすスキルも求められると認識しています。

あわせて、限られたリソースを最大限活用するためには、AIでの対応可否など業務を切り分けた上で、AIでは代替できない業務を職員に集中させることが重要です。

そのため、区民との対話力、現場での判断力、対話を通じた政策立案や事業創造力などのこれらスキルの必要性はますます高まるものと思われます。

今後は、本格的にAIを業務に活用するための研修や庁内における体制構築など、短期的な取組とともに長期的な視点を持って鋭意推進してまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／春山議員の国民健康保険制度に関する御質問にお答え申し上げます。

議員御案内のとおり、現在、全国の区市町村で取り組んでおります国の国民健康保険システム標準化につきましては、当区では、令和8年1月の運用開始を目指し、準備作業を進めているところでございます。

現時点におきまして、国から示されておりますシステムの仕様では、外国人における未収納情報や滞納情報に特化したメニューは含まれてはいないところではございますが、保険料未納対策につきましては、外国人、日本人に限らず大変重要であると認識をしております。

また、在留1年以下の中長期在留外国人に対し、任意保険である海外旅行保険の加入を義務化することにつきましては、在留期間3か月以上の在住外国人という現在の国民健康保険制度の資格要件そのものに関する根本的な議論が前提となつてまいります。

一方、去る6月13日付で閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太の方針におきまして、社会保障制度等の適正化といたしまして、未納付情報や医療費不払情報の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行うことが明記されたところでございます。

したがいまして、今後、本区といたしましても、特別区の関係課長会などにおきまして情報共有を図りつつ、国政レベルでの議論を注視し、その動向把握に努めてまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／春山議員の医療DXに関する御質問にお答えいたします。

まず、区内医療機関の電子カルテ導入状況についてです。

千代田区のみ状況は把握しておりませんが、区の属する都中央部二次保健医療圏内では、令和5年度時点で一般診療所のうち58.2%が導入済み、3.4%が導入予定であり、病院では75.5%が導入済み、16.3%が導入予定となっております。

次に、PHRを推進する上での法的障壁についてです。

PHRで取り扱う健診等の情報は非常に機微なものであることから、主に個人情報保護法等に基づく措置が必要となります。

また、情報連携においても、国、地方自治体、事業者、それぞれに高度な情報セキュリティ対策が求められるものと認識しております。

このため、区としましては、国において強固なPHR情報基盤を迅速に整備していただく必要があると考えております。

法的な問題を避けられる範囲での区独自の情報のひもづけについては、区の権限のみで本件に係る法的問題の解決が困難であることから、国の取組に合わせた情報連携を進めて

まいりたいと考えております。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／春山議員の税の使途の可視化などについての御質問にお答えいたします。

固定資産税や都市計画税は本来、市区町村の基礎的財源であるところ、特別区では東京都が徴収しております。

平成１２年の特別区制度改革以降、区の自治権が強化される中で、普通税としての固定資産税はもとより、本来、区の都市計画事業の財源となる目的税である都市計画税についても区民の関心が一層高まっております。

また、平成１４年より都が導入した宿泊税につきましては、オーバーツーリズム対策の観点から、その使途に対する注目が高まっているところです。

都区財政調整制度は、東京全体の均衡ある発展と特別区の基礎的行政サービスの安定的提供を目的としています。

また、宿泊税は国際都市東京の魅力向上及び観光振興を図るものであり、いずれも大都市東京における重要な制度です。

こうした枠組みの下で、区民や区内の事業者の皆様が納める税がどのように活用されているのかをより明らかにするため、特別区長会とも連携し、可視化の可能性などについて研究してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／春山議員の不動産投機に関する課題とＤＸ利用による解決の御質問にお答えします。

まず、空き家対策についてです。

国の調査によりますと、区内には約５０００戸の空き家があり、とりわけ共同住宅で賃貸の空き家３７００戸につきましては、空き家の要因について調査を行うことで、実態を把握し、今後活用に向けて施策を検討してまいります。

御指摘の法定外普通税の導入検討についてですが、京都市の制度開始後、導入効果を注視し、今後の参考としてまいります。

次に、居住を伴わない主体が不動産を保有した場合に生じる税等の未納問題等についてです。

居住実態のない住戸が増えることにより、管理費の未納や役員の成り手不足など、マンション管理組合の運営に支障を生じることが懸念されます。

また、保有不動産の固定資産税等の未納などは、自治体の徴税事務に多大な負担がかかることとなります。

このような状態になるのを防止するため、様々な機関が保有する情報の活用について研究してまいります。

次に、不動産取得による税の取扱いについてです。

不動産の取得時にかかる不動産取得税や保有時にかかる固定資産税につきましては、新築の長期優良住宅に対する不動産取得税の控除額の増額や、固定資産税の税額の軽減期間延長などの特例が期間限定で実施されていますが、母屋の所有と居住の用に供することが要件となっていないため、保有の目的にかかわらず軽減の対象となっております。

これらの不動産の取得に関する税につきましては、区で取り扱う税ではないため、国や都に対してどのように働きかけを行うか検討をしてまいります。

次に、マンション情報等の一元化等のDXを利用した課題解決への取組についてです。

今回、関係する登記簿を全て紙で取得し、多大な時間と人手を要して調査を実施しました。

今後は、情報の一元化やDXを活用した取組について検討してまいります。

最後に、マンションの課題に対する区と公益財団法人まちみらい千代田との連携についてです。

まちみらい千代田では、分譲マンションに対してハード・ソフトの両面から支援を行っております。

しかしながら、区内の共同住宅が9割を超える現状においては、分譲マンションだけでなく、賃貸マンションについても支援をしていく必要があります。

今後、マンション施策の推進に当たっては、区とまちみらい千代田の施策のすり合わせを行い、緊密に連携していくよう見直しを図ってまいります。

続いて、アセットマネジメントに関する御質問にお答えします。

インフラや公共施設の管理において、アセットマネジメントの考えを取り入れることは、ライフサイクルコストの削減や業務の平準化などの効果を生むため、限られた予算と人員において非常に有効な手法であると認識をしております。

橋梁に関しまして長寿命化修繕計画を策定しており、過去の維持管理の状況など、橋梁の資産の情報をシステムによりマネジメント化することで、今後の維持管理計画を策定し、この情報を予算編成につなげております。

工事が複数年度にまたがる場合は、債務負担行為を設定しております。

また、来年度実施する第3次長寿命化修繕計画改定版の検討に当たっては、これまでの定期点検の結果とともに、DX活用の視点も踏まえ、柔軟に計画を見直してまいります。

道路等へのインフラへの展開や税の使われ方の透明化につきましては、今後の課題として検討してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／春山議員の御質問のうち、歳入・歳出の可視化等についてお答えいたします。

す。

区ではこれまでも、地域課題の把握に努め、区民生活や千代田区のブランド価値の向上に向け、必要な財源の確保に努めてきたところです。

今後、組織変革を進める中で、職場からのボトムアップを一層意識した政策展開をしたいと考えており、そうした現場からの声に基づく基礎的自治体としての問題意識は、機会を捉えて都にも伝えていきたいと思います。

財政データの可視化につきましては、議員御指摘のとおり、単なるデータ公開ではなく、区民が容易に理解し、政策に対する意見形成に活用できるようなものである必要があると思います。

一方で、様々な行政課題を抱えて多種多様な施策を実施し、他方では区民税のほかにも都税や国税を原資とする交付金、補助金など、様々な歳入がある中で、どうすれば収めた税が還元されていることを実感していただけるのか、財政データの可視化の手法等について研究していきたいと思います。

また、都市計画税の用途につきましても研究してまいります。

次に、若手職員が積極的に各事業のDXを加速化する仕組みにつきましては、枠組み等を含め、別途検討してまいります。

最後に、御質問いただいた様々な御提案につきましては、各部各課、横断的な連携を心がけて対応してまいります。

議長／デジタル担当部長及び財産管理担当部長。

デジタル担当部長及び財産管理担当部長／春山議員のDX推進等に関する御質問にお答えいたします。

初めに、DXの推進過程で明らかになる制度上の課題への対応ですが、例えば、自治体が保有するデータのうち、個人情報の利用については、制度上、強い制約が課されています。このような制度上の課題は、区が独自に解決できないものが少なくありませんが、国や都の議論を注視しながら、基礎自治体としての実情を丁寧に伝えてまいります。

次に、ガバメントクラウド標準化に係る共通化モデルの構築についてですが、現在、国は、自治体が保有する住民データを同一自治体内で円滑に活用できるよう、公共サービスメッシュと呼ばれるデータ連携基盤の構築を進めております。

本区としても、国の動向を十分注視するとともに、個人情報保護の観点を意識しながら、区独自のデータ連携・活用の可能性について、慎重に研究・検討を進めてまいります。

次に、AIフレンドリー行政への取組について、区長答弁を補足してお答えいたします。

これまで区では、生成AIの利用ルールなどを定める生成AI活用方針及び活用ガイドラインを策定し、生成AIを試行的に業務に活用してきました。

また、今後、AIがより身近なツールとして存在感を増していく中、職員自身がAIに対

する理解を深め、自ら業務への活用可能性を考えていくことが求められます。

今後、職員が身に着けるべき知識・技能を整理し、研修等により庁内への啓発を進めるなど、A I 活用の環境整備と機運醸成に努め、A I フレンドリーな行政に取り組んでまいります。

次に、ダッシュボード、ブロードリスニングの検討状況です。

今月、データ共有推進の一環として、人口・世帯情報、そして区民の声である世論調査結果の一部をダッシュボード化し、区のホームページへ掲載しました。

また、一部の事業でブロードリスニングの手法を用いた意見の可視化を実施しており、今後、その結果や有効性について適切に検証してまいります。

続いて、「税の流れの可視化及びアセットマネジメント」に関する御質問のうち「アセットマネジメントと複数年度の視点」に関する御質問に、公共施設管理の面からお答えいたします。

区では、施設保全情報管理システムによる区有施設の情報の一元的な管理体制を整えており、改修工事の優先順位や必要コストをシミュレーションすることで、予算と連動した中長期計画を策定しております。

当該システムで情報管理の一元化を行うことで、施設ごとの改修履歴や耐震性、老朽化などの過去のデータを蓄積しながら、施設状況の分析や計画への反映に利用しているところです。

また、中長期的な保全計画の策定により、複数年度の視点で予算管理や事業の進捗管理を行っており、年度ごとの計画の更新により、属人化を排除しながら施設の状況変化を反映した見直しを行っております。

さらなるD X化の取組、透明化や可視化に関する御指摘につきましては、他団体の取組などを研究しながら進めてまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／春山議員の人材教育に関する御質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

対面でのコミュニケーションの機会創出は、A I では代替できない職員自らが行うべきものであり、対話力や傾聴力が求められると考えます。

これまでも様々な場面で区民の意見に丁寧に耳を傾けてまいりましたが、今後も職員が地域との関わり等において、意見聴取の機会を創出する意識を高め、最大限活用できるよう、研修等を通じて意識づけやスキル向上に努めてまいります。

議長／以上で各会派の代表質問を終わります。

次に、一般質問に入ります。

通告順に質問をお願いします。

初めに、17番田中えりか議員。

田中議員／令和7年第3回定例会におきまして、千代田区国民民主党、唯一の所属議員として一般質問をさせていただきます。

2年半前の区議会議員選挙において、国民民主党唯一の公認候補として初当選させていただいた際、政党の支持率は0%台でした。

昨年10月の衆院選以来、皆様の大きな支持をいただき、10%前後まで躍進させていただいたところ、他党の方々からの推薦依頼、入党希望が相次ぎ、最近ではSNSを駆使したユーチューバーやブロガーまで巻き込んだ乗っ取り計画が取り沙汰されるようになりました。

このように有権者のみならず、現職議員、元議員からも高い注目をあびる国民民主党の物価高騰対策など、経済財政政策や空室税の導入による外国人の不動産投機規制などの不動産価格高騰対策、外交安全保障政策など、税金を使う側ではなく、納める立場に立った政策を、国と区と連携し引き続き実現へと進めてまいります。

本日はまず、災害級な暑さに対する緩和策と適応策及び猛暑日における命を守る対応策について伺います。

この夏も日本各地で記録的な暑さが更新され、東京都心で7月7日に35度超えの猛暑日が観測されて以来、9月に入ってから18日には最高気温が36度を記録し、統計開始以来、昨年に並び最も遅い猛暑日となりました。

8月には過去最長の10日連続の猛暑日を記録。

気象庁の発表によると今年6月から8月の国内の平均気温が平年を2.36度上回り、1898年の統計開始以来最高となり、17日には、気象庁が最高気温40度以上の日に新名称をつける方針を明らかにしています。

熱中症の危険に対する気づきを促す暑さ指数である熱中症警戒アラートの発表回数は近年急上昇しており、昨年の発表は本区内で37回に及びました。

熱中症による救急搬送者の数も調査を開始した2008年以降で最多となり、熱中症死亡者数も徐々に増加傾向にあります。

「災害級の暑さ」が流行語トップ10に入ったのは2018年ですが、それから7年がたった今、災害級の暑さは異例ではなく前例となりました。

災害級の暑さとは「命の危険がある暑さ。一つの災害と認識している」との気象庁の発表にもあるように、台風や地震と同様に、猛暑は災害であり、猛暑対策は防災・減災政策と捉え直す発想の転換が求められるのではないのでしょうか。

世界的な猛暑の影響はヨーロッパにも及び、フランスでは学校が休校になり、エッフェル塔の頂上が7月初めに2日間閉鎖され、営業時間も短縮されました。

イタリアでは、一部の地域で屋外活動を禁止する措置がなされています。

本区ではコミュニティ活動事業助成として、冷却グッズや飲料など、酷暑対策に要する費用も補助対象となっておりますが、先月区内で行われたイベントでは、救急搬送が3件、そのほか吐き気などの熱中症の症状を訴えた児童が複数名に及びました。

今週初めには、国土交通省が同省地方整備局発注の土木工事を対象に、真夏の現場作業を休む夏季休工を導入する方針を固め、工期が来年夏に係る工事から試行的に始めることを発表しました。

工事現場でも熱中症リスクは年々高まっており、工事の時間帯を早朝や夜間にずらすといった対策も取り入れ、工事現場の労働環境の改善を目指すとしています。

大雨などの自然災害への対応と比較して、まだ熱中症対策に関するガイドラインが追いついていない印象を受けますが、国も抜本的な対策に動き始めた今、今後、一定以上の暑さに対しては本区としてもさらなる対応策を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

現在、本区における熱中症予防対策として、熱中症警戒アラートや最新情報の発信、ひと涼みスポット、クーリングシェルターの設置、高齢者熱中症予防訪問、打ち水などを行っており、本年度からの取組として、高齢者向けの熱中症予防に関する知識の普及啓発の強化が加わり、区民に対する一定の成果を上げています。

ヒートアイランド対策及び夏季の暑熱対策としては、区立公園6か所、千鳥ヶ淵緑道など区内各所に夏季限定のドライ型ミストを設置し、クールスポットを創出、本年度は開始時間を2時間繰り上げ朝6時からにするなど、酷暑への対応がなされており、今後の設置箇所の拡大が期待されます。

令和7年度のヒートアイランド対策助成制度には、ドライ型ミストや、本年度より新たに加わった菜園のほか、屋上や敷地内、壁面の緑化、高反射率遮熱性塗料、日射調整フィルム、レインガーデンなどのメニューがあり、ヒートアイランド対策・暑熱対策の推進事業における令和6年度の予算執行率は83.7%となっています。

ここで各地での日差し対策を幾つか御紹介します。

サウジアラビア王国メディナにある大型アンブレラは、日本の企業がテント部分を製造したもので、折り畳み傘のような電動開閉システムが採用されており、ミスト設備も備え、街灯の役割も果たす優れた建造物となっています。

高知県高知市帯屋町にあるモニュメント、パラソーレは商店街のアーケードがない部分に設置され、センサーが雨を感知して高さ約8メートルの3基の傘が自動的に開くなど、日差しや雨を避けるためのモニュメントとして機能しています。

本区でも様々な熱中症予防対策、暑熱対策が実施されていますが、異例ではなく前提となった長引く猛暑、災害級の暑さに対し、個々人の自助努力に委ねるだけではない、さらなる対策が必要となってきたのではないのでしょうか。

例えば、台風の上陸が予想されるときのように、屋外の催し等の開催に際して、日時の変更や実施の可否といった判断の助けとなるガイドラインや適切な注意喚起、実効性のある支援が必要になってきていると考えますが、いかがでしょうか。

本区のヒートアイランド対策、熱中症予防対策等適応策の徹底について、基本的な考え方をお伺いするとともに、猛暑日・酷暑日における命を守る対応策について、本区の見解をお伺いします。

次に、宅配ボックス設置導入促進支援についてです。

本年6月、国土交通省は荷物を宅配ボックスや玄関前に届ける置き配を、宅配便の標準サービスとする検討に入りました。

これまでの手渡しによる配達を見直し、宅配便ドライバー不足が深刻化する中、再配達を減らし、人手不足解消、環境負担軽減につなげる狙いです。

国土交通省の調査によると、2025年4月時点の全国平均再配達率は8.4%、都市部では9.3%、2024年度中に再配達率を6%まで抑えるという政府目標は未達成です。置き配は便利なサービスであるものの、盗難や紛失のリスク、第三者に個人情報が見られてしまうリスク、災害時の避難の妨げになるなどの課題もあります。

公共の場などに設置されている宅配ボックスは、商品購入時に直接指定できないケースも多く、一度再配達にならないと指定できないなどの課題、サイズ制限、個人からの発送では指定できないことなどから、再配達率の軽減効果は限定的となっています。

長時間労働を是正する働き方改革関連法の施行もあり、東京都内の自治体で宅配ボックスの設置を推進する動きが広がっており、環境負担の軽減、宅配業者の負担軽減につながる事が期待されています。

江東区では昨年1月、住戸数10戸以上、3階建て以上の新築マンションに宅配ボックスの設置を義務化する全国初の改正条例が施行されました。

来年1月に開始予定の既存マンションに対する宅配ボックス設置費用助成の補正予算案も現在行われている定例会に提出されています。

近隣の港区では今年度1000万円の予算で「共同住宅宅配ボックス設置費用助成金交付」事業が始まりました。

令和7度から11年度までの5年間の臨時事業で、新規導入と更新の両方が対象となっており、本年度は4月1日の開始から約2か月で申請額が当初予算額に達したとのことです。板橋区では3年前の令和4年9月から、当初は感染症対策を背景に非接触対応を目的とし、自主財源での宅配ボックス導入醸成(?)事業がスタートしました。

現在は、IoTに対応し、スマートフォンへの通知機能などがある宅配ボックスを推進するほか、ドライバーの時間外労働時間が制限されることで生じる物流の2024年問題に対する物流効率化への寄与、環境負荷軽減などを目的として取り組まれており、こちらも執行率は100%とのことです。

本区においても居住者の生活の上での利便性の向上、マンションの機能や価値の向上に資する宅配ボックス設置を推進すべきと考えますが、本区の御見解をお伺いします。

以上、関係理事者の明快な答弁を求め、国民民主党からの質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／田中議員の区の熱中症予防対策に関する御質問にお答えいたします。
区では、環境省と気象庁が運用している熱中症警戒アラートにより、猛暑が予想される場合に区民に対し警戒を呼びかけるとともに、ひと涼みスポットの設置や高齢者に対する熱中症見守り訪問等を通じて熱中症による健康被害を防止する取組を進めているところです。災害級の暑さが毎年のように続く状況を踏まえ、今後も、熱中症アラートの段階に応じた、より分かりやすい行動基準をお示しするなど適応策の周知徹底に努めるとともに、熱中症予防のための普及啓発強化に取り組んでまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／田中議員のイベント等における猛暑対策についてお答えいたします。
今年の夏、東京都心では猛暑日が30日以上記録され、過去最多となりました。
夏休み期間中には区内で子供向けのイベントや行事が多く開催されましたが、その多くが日中の屋外で開催されたため、熱中症のリスクが想定される状況でした。
区では、地域が主体となっていく比較的小規模なコミュニティー事業の費用の一部を補助していますが、令和7年度からは、夏季のイベントにおける暑さ対策や熱中症予防に関連する備品レンタル費、消耗品購入費への助成内容を拡充いたしました。
今夏の猛暑を踏まえ、来年度以降は補助メニューの拡大など、支援の充実を検討してまいります。
あわせて、夏季開催のイベント行事について補助の申請や相談を受けた際には、環境省の夏季のイベントにおける対策ガイドラインなど、熱中症予防対策に関する注意事項を積極的に周知してまいります。
また、イベントや行事の開催日に、熱中症特別警戒アラートの発令が想定される場合においては、町会等イベント主催者に対して、実施の可否に関わる情報提供・助言など、熱中症予防対策所管課とも連携を図りながら、適切な対応に努めてまいります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／田中議員の本区のヒートアイランド対策に関する基本的な考え方等の御質問にお答えいたします。
本区を含めて、都市部のヒートアイランド現象は深刻であります。
国や都の対策を待つだけではなく、積極的な対策を区としても講じていくことが必要です。
今後も、建物の外壁・窓などの遮熱・断熱化、緑化、保水性塗装の整備などの緩和策を推

進するとともに、ドライ型ミストやひよけの設置、打ち水、熱中症対策等などの適応策も併せて実施してまいります。

次に、宅配ボックスの導入支援策に関する御質問にお答えいたします。

宅配ボックスの導入に関しては、国土交通省が再配達の削減のほか、防犯や新型コロナ対応等のために支援事業を実施しております。

また、議員御指摘のように自治体においても独自の支援事業を実施しているところもあると認識をしております。

今後、本区におきましても、独自に支援を行う意義やその効果等について研究してまいります。

議長／次に、19番小林たかや議員。

小林議員／令和7年第3回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党として一般質問をいたします。

千代田区に住めば健康寿命が伸びるのまちの実現に向けてについて、お伺いいたします。

千代田区は都心の真ん中に位置しながらも高齢化と単身世帯の多さという特徴を抱えています。

実際、世帯の半数以上が単身世帯であり、令和2年には区内で年間約22名の孤独死が確認され、その多くが発見まで数日を要したと報告されています。

これは地域包括ケア体制の整備が進む中で、なお現場の暮らしでは孤立や不安が残っていることを示しているのではないのでしょうか。

もちろん、区としましても、これまで健康づくり事業や介護予防の取組を重ねてこられたことは承知しております。

しかし、これから本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、従来の制度や枠組みだけでは限界が見え始めているのも事実です。

ここでスクリーンを御覧ください。

御覧のとおり、平均寿命と健康寿命の間には、男性で約9年、女性で約12年という大きな差があります。

この差はすなわち、介護や医療が必要となる期間を意味します。

とりわけ千代田区に住めば健康寿命が伸びると区民が実感できるまちにするには、医療や介護に至る前の段階、つまり日常生活そのものをどう支えるかが極めて重要であると考えます。

そのための有効な視点は3つあると考えます。

これらのスライドに示したように、健康寿命を延ばすためには、日常生活のリズムの維持、孤立の防止、変化を早期に察知するの3点が重要です。

第1に、生活リズムの維持です。

高齢者にとって、朝、決まった時間に起きる、誰かと軽く言葉を交わすといった小さな習慣が健康と自立を大きく左右します。

行政がこれをどう後押しできるかが問われているのであります。

第2に、孤立の防止です。

単身世帯が多い都市部では、地域のつながりが薄れやすく、ふとしたときに、誰にも頼れないという不安が強まります。

日常的なやり取りを通じて、今日も誰かとつながっていると実感できることが、孤立防止の鍵となります。

第3に、変化の早期察知です。

生活習慣の乱れや小さな異変を見逃さず、必要に応じて、地域包括支援センターや医療介護につなげることができれば、重度化を防ぎ、結果的に区全体の介護、医療負担を軽減することにつながります。

これらを実現するためには制度や人材に加えて、デジタルの力をうまく活用することが不可欠です。

スマートフォンアプリ、AI、センサーといった仕組みを、効率化のためのDXにとどめず、日常の安心を下支えするDXとして位置づけることが求められます。

千代田区は他の自治体に比べ、徒歩圏内にコンビニやクリニックがあり、生活インフラが非常に整っています。

物理的な距離のハンデが少ないからこそ、コスト、ソフト面を充実させれば、健康寿命も、実寿命も、さらに伸ばせる可能性が高いと考えます。

これが実現すれば、千代田区は全国から独居高齢者が住みたいと思うまちとしてモデルになるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

1、区の現状認識についてです。

①区内では、単身世帯が半数以上を占め、年間約25名の孤立死が確認されている現状をどのように受け止めているのでしょうか。

②地域包括ケア体制の整備が進む中で、孤立や不安が残る実態を、区としてはどのように把握しているのでしょうか。

2、健康寿命を延ばすための新たな支援の必要性についてお伺いします。

①千代田区に住めば健康寿命が延びると実感できるまちを目指すにあたり、従来の制度や枠組みの限界をどう考えるのか。

②医療や介護に至る前の段階、日常生活そのものを支える仕組みを、区としてどのように位置付けているのか。

3、日常生活支援における3つの視点についてお伺いいたします。

①（？）規則正しい生活リズムを維持するための仕組みを行政としてどう後押しできるのか。

②単身世帯が多い都市型地域で日常かつ日常的なつながりをどう確保していくのか。

③生活習慣の乱れや小さな異変をどう把握し、地域包括支援センターや医療介護につなげていくのか。

4、デジタル活用の在り方について。

①区民の日常の安心を下支えするために、DXをどのように活用していくのか。

②高齢者支援や孤立防止に資するデジタル施策をどのように考えているのか。

5、モデル事業実証の仕組みについてお伺いします。

小規模なモデル事業を行う場合、どのような目標や評価軸を設定して検証していくのか。

以上、5点につき、区長並びに関係理事者の御見解をお伺いいたします。

次に、千代田区におけるドローン活用の可能性と、防災生活支援の展開についてお伺いします。

区民の生命と暮らしを守ることは自治体に課せられた最大の責務であり、とりわけ首都の中核を担う千代田区において、その責任は極めて重いと存じます。

高層建築物が密集し、行政・経済・交通の機能が集中する本区において、一度、首都直下地震などの大規模災害が発生すればその影響は甚大であり、区民生活の安全・安心をいかに確保するかが喫緊の課題となります。

近年、世界各地で飛躍的に進化するドローン技術は、この課題に立ち向かう新たな挑戦として大きな可能性を秘めています。

海外のみならず、国内でも既に山間部における医薬品輸送、災害現場の被害状況把握、さらには買い物困難者への物資の配送など、実用段階に入った事例が数多く見られるようになりました。

しかしながら、千代田区においてドローンを活用するに当たって、まず、区内でそもそも飛行が可能なのかという根本的な課題を避けて通ることはできません。

航空法や小型無人機等飛行禁止法に基づく厳しい規制が存在し、国会・皇居・官庁を抱える本区では、他の自治体以上に飛行制限が強いと認識されます。

したがって、この規制の下で自治体としてどのような範囲で運用が可能なのか、また、実証実験や研究に踏み出せる余地があるのかを明らかにすることが第一であると考えます。

この前提を踏まえた上で、私は次の点について順次、お伺いいたします。

1、ドローン活用の現状と法的枠組みについての確認です。

まず、本区において自治体が主体となってドローンを運用することが、現行法制の下で実際に可能なのかについてお伺いします。

航空法や小型無人機等飛行禁止法などの国の法律、法制度に基づき、どのような規制や手続が必要となるのか。

また、皇居や国会、主要官庁などを抱える本区の特殊性を踏まえ、飛行に当たって想定される制約や課題を区としてどのように認識しているのか。

さらに、現時点で区が考えるドローン活用の位置づけについてお伺いいたします。

2、他自治体における防災活用の事例の確認についてです。

次に、他自治体における取組についてお伺いいたします。

港区では、災害時における被害状況の把握や帰宅困難者支援、孤立地域への物資搬送訓練など、防災用ドローンの活用が進められております。

特に注目すべきは、高層マンションを対象とした実証実験です。

港区では、みなと新技術チャレンジ提案制度を活用し、株式会社ハミングバードと協力して、災害時の緊急物資輸送を目的にドローンの実証を行いました。

大規模災害では、エレベータが停止し、高層階住民が孤立する事態を想定し、ドローンで屋上へ医薬品や支援物資を直接届ける取組であります。

こうした実証は、都市特性が類似する本区にとっても極めて参考になると考えます。

また、他の自治体において、防災分野に限らずマンションの外壁や屋根の点検、安全確認といった維持管理業務にドローンを活用する動きが広がっております。

江東区や横浜市なども、災害時の物資搬送や被害状況把握を想定した導入が進められているということは承知されております。

そこでお伺います。

港区をはじめとする近隣自治体や全国の先行事例を、本区はどのように把握しているのか。

そして、それらの事例を千代田区としてどのように参考として、研究や実証、さらには導入へとつなげていこうとしているのか。

加えて、首都直下地震等が現実 to 起きれば、千代田区でも高層マンション住民の孤立や交通寸断が必ず想定され、その意味で、もはや参考にするにとどまるものではなく、早急に検討に着手し、具体的な実証実験や準備を進めるべきではないでしょうか。

区長の明確な御決意をお伺いいたします。

3、千代田区における防災・災害対応での活用可能性についてです。

次に、本区での具体的な防災活用についてお伺いします。

多くの高層マンションやオフィスを抱える本区において、大規模災害時にはエレベータは停止、道路は寸断が想定されます。

その際、緊急物資の搬送手段としてドローンを活用する可能性はないのでしょうか。

また、被害状況の迅速把握や情報収集、さらには安否確認や帰宅困難者対応といった分野において、ドローンを生かす余地はあるのか区の見解をお伺いいたします。

4、平時の生活支援・買い物困難者対策への応用です。

ほかに、防災時だけでなく平時の活用についてお伺います。

高齢者や買い物困難者への生活物資輸送、搬送、日常的な見守りや福祉分野での応用など、地域包括ケアの観点からもドローン活用の可能性は大きいと考えます。

本区において、こうした生活支援への応用についても、どのように考えているのかお伺いいたします。

5、研究・実証事業と人材育成・体制整備についてです。

最後に、導入に向けた基盤整備について伺います。

まず、小規模な実証実験を行う方針があるのでしょうか。

また、操縦者や運用管理者といった人材育成については、どのように考えているのでしょうか。

さらに、将来的に自治体として本格運用するためには、どのような体制を整えていくのか区の見解をお伺いいたします。

以上を踏まえて、改めて区長にお伺いいたします。

千代田区の都市特性や災害リスクを考慮し、ドローンを防災・生活支援の分野で活用する展望について、区長としてどのような方向性を描いているのか、御所見をお伺いいたします。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問といたします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／小林議員の健康寿命の延伸に関する御質問にお答えいたします。

まず、区の現状認識についてでございます。

社会から孤立した状態で誰にも看取られずにお亡くなりになる孤立死。

単身世帯が半数を占める本区におきましては、できる限り減らしてまいりたいと考え、地域包括ケアを担う様々な方による見守り活動の中で把握、未然防止に努めております。

次に、健康寿命を延ばすための新たな支援についてでございます。

孤立状態解消のためには、これまでの取組に加えまして、他者とつながりを持つためのきっかけづくりに行政が支援をしていくことが必要であると考え、生活圏域での新たな居場所や、地域活動の担い手としての役割を持てるような事業を社会福祉協議会と連携して、今年度開始したところでございます。

次に、日常生活支援における3つの視点についてでございます。

本区におきましては、75歳以上の介護保険サービスを利用されていない方を対象に、高齢者あんしんセンターの専門職員が年間で3500件を超える戸別訪問を行っていることに加え、猛暑の時期には、85歳以上の介護保険サービス未利用の方のうち、ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯の方を対象に看護師による戸別訪問を実施し、顔の見える関係、信頼関係の構築を進めており、感謝のお言葉も多く頂戴しております。

さらに、声の電話訪問や救急通報システム、民生児童委員をはじめとする地域の皆様方による見守り活動の中から、高齢者あんしんセンターなど関係機関へつなげていることは御案内のとおりでございます。

次に、デジタル活用の在り方についてでございます。

孤立の解消のためには、顔の見える関係、信頼関係の構築は欠かせないものであります。

その上で様々なデジタル技術の活用も期待されているところでございます。

例えば、シルバー人材センターにおきましては、認知機能みまもりＡＩアプリを導入し、認知機能低下に伴う事故やけがの発生を防ぐ取組を行っていることも一例と認識しております。

最後に、モデル事業・実証の取組みについてでございます。

高齢者の孤立状態の解消という目的でモデル事業、実証実験的な取組を行うに際しましては、定量的な目標、評価軸のみでは難しく、定性的な検証もせざるを得ないのではないかと考えております。

今後とも、不安や孤立の解消、ひいては孤独死を防ぐための取組につきまして、地域の皆様方とともに努めてまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小林議員のドローン活用に関する御質問にお答えいたします。

ドローンの飛行につきましては、議員御指摘のとおり、航空法や小型無人機等飛行禁止法により規制されております。

本区は人口集中地区に該当するとともに、おおむね３００メートル周辺の飛行が規制される皇居等の重要施設が多いなど、関係機関の許可や同意が必要であり、区内でのドローン飛行は困難と認識しております。

加えて、災害発生時には緊急用途地域となる可能性が高く、その空域では自衛隊、警察、消防等のヘリコプターの飛行が優先され、ドローン飛行は原則禁止となります。

一方で、災害時における状況把握や物資輸送などの活用可能性については十分認識しております。

また、ドローン活用は国においても重要施策に位置づけられており、災害時の活用はもとより、配送、見守り、安全確保のための監視、インフラ点検など、平時においても人々の暮らしをより豊かにする可能性があるものと認識しております。

そのため、制度改正や技術動向、他自治体での実証実験などを注視しているところでございます。

今後は、物資輸送や被災証明書交付のための住家被害認定調査への活用など災害時の活用可能性について、実証実験の実施も含めた研究の中で、規制や許可等の手続、操縦者といった人材育成、体制に関する課題などを整理してまいります。

議長／小林たかや議員。

小林議員／小林たかや、自席より質問いたします。

まず、健康寿命のほうですけれども、人的対応を一生懸命しているのも分かりますけど、これからはまた対象者が増えていく。

それで、こちらの人がいるのかというと、いない。

だから単身世帯も増えていくので、効率のためDXでもやっていると言いましたが、効率のためのDXではない。

DXをどのように活用するかというのを真剣に考えないと、これから足りなくなってからでは大変（？）。

細かい変化も取るということが大切なので、その辺をもう一度お答えください。

ドローンについては、ドローンの飛行が難しいというか、これはチャレンジなんです。

千代田区にある高層ビル、ほかでもたくさんあるんですけど1000世帯が入っているところとかできていますよね、3000人ぐらいいます。

そこには、エレベータ、8機、10機あります。

ただ、どこのマンションも階段は2基しかないんですよ、大体2基。

その人が下に降りることも上がることも2個の階段では実質できないと言われているんです、階段では。

エレベータは使えないんです。

だけれども、降りてきちゃう人も多い。

事故、震災があると下に降りてきちゃうので、降りてきちゃった人はもう上がれないんですね。

上に資材、いろいろなものがあって、もしくは上にいる人はもう降りてこないんです。

そこに物を運ぶというのは、危険だ危険だなんて言っても、みんなね、そこにいる人はドローンがあればやってしまう可能性もあるんです。

だから、これからチャレンジして、それができるように、超高層マンションでも動かせるようなチャレンジをしていかなくちゃいけないというので港区は始めたんですよ。

それを千代田区は無視してはいけないんです、いくら地域が違うといっても状況は同じです。

その点について、活用についてのお答えをもう一度お願いします。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／小林議員の再質問にお答え申し上げます。

全国から独居高齢者が住みたいと思うまちにすべきかどうかということにつきましては慎重な議論が必要かと存じますが、高齢者の日常生活を下支えするためのデジタル技術の活用ということにつきましては、シルバー人材センターでの活用事例を御紹介いたしました。既に様々なアプリケーション、技術があるものと理解しておりますので、区政におきましても幅広く研究をしてまいりたいと考えております。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小林議員の再質問にお答えをいたします。

本区につきましては、人口集中地区に該当するとともに、おおむね300メートル周辺の飛行が規制される皇居等の重要施設が多い状況でございます。

また、災害発生時には、緊急用途地域と指定される可能性が高く、その場合は空域では自衛隊、警察、消防等のヘリコプターの飛行が優先されて、ドローンの飛行は原則禁止となります。

ただ、災害時における状況把握や物資輸送などの活用可能性については十分認識しておりますので、今後も引き続き制度改正や技術動向、他自治体の実証実験などを注視してまいります。

議長／議事の都合により休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問を続けます。

15番永田壮一議員。

永田議員／令和7年第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、外国人対策について質問をいたします。

今定例会の区長招集挨拶冒頭で、外国人住民と多文化共生について言及がありました。

外国人問題には区民の関心が高く、不安に感じている方が多いと聞いています。

現在、区内の外国人人口は4,245人で、総人口に占める割合は約6%、平成27年の2,593人から10年間で約1.6倍に増加しました。

国別の内訳を見ると、中国人住民が平成27年には1,133人、令和7年が2,305人と全体の半数を超えるほど倍増しており、他の国籍はほぼ横ばいです。

今後も外国人人口の増加傾向が続く見込みですが、中国人が特に増えている状況を分析して対策を考える必要があります。

産経新聞の記事によると、中国人が狙う都心の名門小学校「苛烈な国内の受験競争から離れるため一家で日本へ教育移住している。千代田区なら麹町といった、有名な公立小学校に入学を希望して、不動産業者に学区内の住所を指名してオーダーが入る」。

千代田、文京、中央、港区は特に人気が高く賃貸も含めて物件数が追いつかず高騰している。と指摘しています。

文科省のホームページでは、「外国人の子供には、我が国の義務教育への就学義務はないが、

公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れ。教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障」とあります。

とはいえ、外国人の児童生徒の語学力には個人差があるので、公立学校で受け入れるには通訳支援員、日本語指導員が必要となり、これまで想定していなかった予算や学校の負担が発生します。

また、保護者間の意思疎通の懸念もあります。

今後も外国籍の子供の増加傾向は続くと思われるので、行政として明確な方針が必要です。では、なぜ千代田区で中国人だけが増加しているのでしょうか。

それには国の制度の影響があります。

10年前に外国人の会社設立に伴う投資経営ビザが大幅に緩和され、対象が拡大した経営管理ビザに代わり、資本金500万円以上、または2人以上の常勤職員、事務所の設置という条件を満たせば3か月から5年間の在留資格を得られることになりました。

また、コロナ後、特に中国人が増えた理由は、中国国内の感染症対策での厳しい移動制限、不動産不況による経済悪化、自由を制限された習近平思想の下での生活に限界を感じたことによるようです。

簡単にビザを取得できる日本への移住増加は当然の結果で、法律の不備と言えます。

実際には日本での生活が目的なので、簡単に起業できる不動産投資や、民泊、賃貸経営することが多いのです。

こうした実態がマンションの高騰の一つの要因になっています。

これに対し、有村治子参議院議員の国会での経営管理ビザについての質問で、日本への定住コストとして500万円は安過ぎる、学歴や専門技術、語学要件がない問題を指摘しました。

この質問をきっかけに、来月より資本基本要件500万円から3000万円と大幅に増額、修士号または経営経験必須となり、厳格化されたことは大きな成果です。

来月から変更されるので駆け込み申請が増えると予想されますが、これで少しは落ち着くことを期待しています。

ちなみにアメリカでは同様の申請費用だけで1500万円に増加となっています。

続けて、不法移民の増加による社会の混乱について、産経新聞の記事をまとめた「移民と日本人」を引用しながら指摘していきます。

移民の問題を取り上げると、差別主義者、ヘイトスピーチ、多様性を認めろといった批判、圧力があるため、メディアでは避けられてきた課題でしたが、産経新聞だけは埼玉県川口市のトルコ国籍クルド人問題を当初から扱ってきました。

日本とトルコの間には明治以降特別な友好関係があることから、相互にビザを免除しています。

しかし、航空チケットさえあれば日本へ入国できるので、在留期間の90日が過ぎるとト

ルコでの差別や迫害を理由に難民申請をして、却下されれば入管施設に収容となるので、再度難民申請を出して仮放免、また却下されて再申請、仮放免を繰り返して長期間滞在中でできてしまっています。

日本政府はトルコで現地調査を行ったところ、クルド人への迫害は確認できませんでした。仮放免のクルド人は不法滞在状態で多くは解体業に従事しています。

不法滞在中で仕事をして、交通事故を起こしたり、性的暴行や深夜集団で騒いだりと、警察にも手がつけられない状況で、近隣住民にとっては迷惑な存在になっているようです。

あるクルド人は、「日本人がやらない解体業をやっている。安く下請けして早朝から夜まで働いている。犯罪には人種は関係ない」と主張しています。

単純労働を外国人に押し付けて都合よく利用している側面もあり、外国人が全て犯罪者のような極端な主張には反対です。

しかし、虚偽の難民申請を繰り返し不法滞在中の状況は擁護できません。

昨年の入管法改正で難民申請は2回までとなったので不法滞在中者は速やかに国外退去させて、外国人労働問題は、別途、入管法等、国で必要な法整備を進めるべきです。

社会が外国人に対して排他的になることは避けるべきですが、外国人が日本での生活を望むなら合法的な在留資格を取得して、秩序を守り日本の文化を尊重することが前提です。

以上を踏まえ質問をします。

1、区内公立学校に通う外国籍児童の多くは中国籍のようですが、生徒の人数と支援体制について、また、通訳支援員、日本語指導員の派遣状況についてお答えください。

こうした支援に伴うコストを個別に請求できないでしょうか。

現在は中国語だけで済んでいます、さらに多様化していった場合、どのように対応するのでしょうか。

2、外国籍児童、生徒の保護者との意思疎通の問題、公立小中学校だけでなく幼稚園、保育園ではどのような支援をしているのでしょうか。

3、本区内の外国人住民の在留資格について、違法状態でないか把握しているのでしょうか。

法務省との情報共有、連携についてお答えください。

4、クルド人の解体業者の一部は違法状態との指摘を受けていて、無免許、過積載による事故の報告もあります。

区内の公共工事を含め、解体現場での違法業者の規制、指導についてお答えください。

5、外国人によるマンション内での騒音、マナー違反といった迷惑行為は警察に通報しても注意程度で終わってしまいます。

その後、逆恨みによる嫌がらせなど深刻な問題になるケースも報告されています。

行政として対策はないでしょうか。

続いて、九段坂周辺整備について質問をします。

九段坂の歩行環境については、日本武道館でのイベント開催時の混雑が以前より指摘され

てきました。

根本的な解決策がない状況で、2020東京五輪に合わせた九段坂公園の整備事業によって若干改善されています。

一番の大きな変化は当地に所在していた麹町消防署九段出張所を東京都から4億円で譲り受けたことです。

現在、消防署出張所は解体して公園に取り込まれ、千鳥ヶ淵全体から東京タワーまで見渡すことができる人気の撮影スポットになっています。

あわせて、銅像周辺の整備、公衆トイレの建替、バリアフリー、案内板の撤去、樹木の整理により、以前のうっそうとした公園から観光名所に生まれ変わりました。

大山巖、品川弥二郎銅像についてはかなりの面積を取っていることから、ゆかりの自治体に移設できないか交渉しましたが、引き取り先はありませんでした。

最終的には重要な遺産であることから、専門業者による補修をして保存できたことは、公園の歴史的連続性につながるよい判断だったと思います。

また、以前は歩道中央を塞ぐように設置された歩道橋階段による影響ですれ違うのがやっとなほど狭く、公園の整備に伴い階段を両側から避けて通行可能となり歩行空間が広がっています。

2020東京五輪前に整備を完了した九段坂公園でしたが、コロナ感染症の影響で翌年、無観客開催となり、設置していたチケット売り場も使われることがありませんでした。

ここまで、九段坂公園の改修による歩行空間改善の経緯を説明してきましたが、田安門から九段下に向かう歩道は以前のままで、日本武道館のイベント開催時は九段下駅が主に利用されるため混雑は以前と変わらず、大学の入学式、卒業式では学校の配慮で導線分離が確保されていましたが、通常のイベント時はほぼ通行不能な状態が多く発生しています。九段坂の歩道自体はかなり広いのですが、車道側に広い植栽があってデッドスペースになっています。

この植栽の撤去ができれば、九段下駅まで真っ直ぐ歩行空間が確保できるので、混雑はかなり緩和されると思われます。

また、田安門前の歩道橋を撤去して歩道を広げ、靖国神社側へ横断歩道を設置すれば、飯田橋方面へ誘導することが可能です。

車の通行から見ると、九段下から日本武道館側を上がって、歩道橋手間の信号で飯田橋側へ右折できるのですが、視界も悪く直進車両との兼ね合いで危険なため、改善の余地があります。

以前から要望していますが、靖国通りは都道のため相手にされず、長年そのままの状態です。

現在、九段一丁目地区再開発事業が進んでいることもあり、九段坂周辺の環境整備の一環として東京都との人材交流が盛んな時期に、九段地域の皆様の切実な願いをかなえていただけないでしょうか。

そこで質問します。

1、日本武道館側の九段坂の植栽を撤去、整理できれば2メートル以上歩道が拡張できます。

イベント時の混雑緩和、雑踏事故防止のために東京都の第一建設事務所と協力して実現できないでしょうか。

2、歩道の中央を塞ぐ九段坂の歩道橋の撤去、あるいは改修、あわせて靖国神社側への横断歩道を設置できれば、飯田橋方面への導線が大幅に改善します。

こちらは警視庁の所管となりますが、調査から始められないでしょうか。

3、田安門前信号の飯田橋方面への右折が、視界不良で危険です。

また、直進車両と重なり渋滞の原因になっています。

九段下交差点から右折専用車線にして道路を色分けしたほうが安全に通行できると考えますが、いかがでしょうか。

4、九段一丁目地区再開発事業が進んでいますが、工事により歩行者の通行が制限されているため、区域内の飲食店利用者が減少しています。

通行量の多い生涯学習館、郵便局、工事の仮囲いに飲食店の案内板の設置ができれば支援になると考えますがいかがでしょうか。

以上、私の質問を終わります。

あと、答弁を求め、終了いたします。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／永田議員の外国籍児童・生徒についての御質問にお答えいたします。

まず、人数については、今年度5月時点で、小学校は114名、中学校では38名在籍しております。

そのうち、中国籍の児童・生徒は、小学校で91名、中学校で32名と、外国籍の約8割程度となっております。

次に、派遣などの状況ですが、通訳支援員は、小学校で7名の児童に対して、それぞれ4時間から50時間、中学校では5名の生徒に対して50時間ずつ、いずれも保護者や学校の要請に応じて派遣することとしております。

また、日本語指導員については、小学校で35名、中学校で9名の児童・生徒に対して、それぞれの日本語習得レベルに応じて、巡回での指導を行っております。

次に、支援コストの請求については、国が示す、日本人と同一の教育を受ける機会を保障するという観点からも、現時点でそうした考えは持っておりません。

なお、通訳支援員については、中国語以外にも対応できる人材を確保しているため、今後、多様化していった場合においても対応できるものと考えております。

一方で、日本語を母語としない児童・生徒が、安心して学びに向き合い、充実した学校生活を送れるよう、日本の学校教育の文化の尊重や日本語習得レベルの向上など、御家庭での必要な取組についても促してまいります。

最後に、幼稚園や保育園における支援についてですが、外国籍の子供の保護者等との意思疎通に関しては、小・中学校と同様に、通訳支援員の配置やA I 通訳機の活用などにより支援を行っているところでございます。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／永田議員の外国人対策の御質問のうち、外国人の在留資格に関する御質問にお答えいたします。

在留資格の審査・認定・変更・取り消し等の管轄機関は法務省・出入国在留管理庁となり、実務的には全国の入国管理局で入管法に基づき手続きが行われております。

出入国在留管理庁との連携ですが、在留期限の更新や期限切れ等の該当者については日次で入国管理局からの通知がシステム上で情報共有され、区は住民基本台帳上の該当者のデータの更新処理を逐次行っております。

永住者以外で在留期限が切れた外国人については、入局管理局から区に通知が送付されます。

これにより、在留期限を徒過した在留外国人を把握できますが、この通知があった場合には、住民基本台帳法に基づき住民票が職権消除されます。

住民票を消除されても、必ずしもその本人が日本国外に出国するとは限らず、区はその後の所在等を追跡する権限もないため、出国していない外国人の実態把握は難しいものと認識しております。

区では、ホームページなどで外国人住民の方へ必要な届出等について適宜情報発信をしています。

また、来年6月からは在留カードとマイナンバーカードの機能を一体化した特定在留カードの新たな利用が開始される予定となっております。

出入国管理庁からの情報を注視し、外国人住民を対象に円滑な運用を開始できるよう準備を進めてまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／永田議員の御質問のうち、外国人の迷惑行為に関する行政としての対策についてお答えいたします。

区内の外国人人口が増加する中、生活習慣の違いなどから、トラブルに発展している事案も聞いてございます。

多文化共生社会の実現に向けては、外国人住民においても、マンション内での騒音やマナー違反といった迷惑行為も含め、秩序を持ってルールを守ってもらうということが重要と考えております。

現在、地域の多文化共生の現状や課題を把握した上で、区としての考え方や取組を計画として示せるよう、学識経験者や弁護士、区民等からなる外部検討会と庁内の検討委員会の設置に向けた準備を進めております。

今後は、国の動向等も踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／永田議員の九段坂周辺道路の御質問にお答えします。

九段下交差点から田安門までの靖国通り南側の歩道は、九段下駅の出入口や換気口が歩道上に設置されているとともに、歩道幅員のおよそ半分が連続的な植栽帯に覆われているため、歩行者が通行できる部分が少ない状態です。

また、田安門付近の歩道は、九段坂公園の整備により公園側に歩行者の導線を確保したことで、一定の通行環境は改善されましたが、いまだ歩道橋階段が歩道の大部分を塞いでおります。

このため、武道館でのイベントが開催されたときや、春の桜の開花時期などは、多くの人々でにぎわい、混雑をしております。

今回、区といたしましても、直接地域住民の皆様からヒアリングを実施し、日常的に利用する地域住民にとっても地域外から訪問される方々にとっても、大変通行しにくい歩道となっていることを改めて認識しております。

今後は植栽帯を大幅に削減することや歩道橋の撤去なども含めて検討することが有効と考えており、靖国通りの管理者である東京都に対して、歩道の通行環境改善に関して、今回の御指摘を踏まえて、強く働きかけをしてまいります。

また、靖国神社側への横断歩道の設置や田安門交差点の右折車両の対策に関しましても、区でも確認するとともに、交通管理者である警視庁に対して働きかけを行い、九段坂周辺が安全・安心で、誰もが歩きやすく快適に利用できる通行環境を目指してまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／永田議員の御質問のうち、まず解体現場での違法業者の規制、指導についてですが、民間発注に関する業者への指導は、建設業法にのっとり指導していかなければならないことから、建設業の許可を所管している東京都に違法状態の場合の情報共有を図りながら対応をしていきたいと考えております。

次に、九段南一丁目地区再開発事業に伴う道路の通行制限による飲食店への影響ですが、

案内掲示の設置場所や内容等を調査し、調整等に努めてまいります。

議長／次に、14番白川司議員。

白川議員／千代田区議会自由民主党議員団の一員として一般質問を行います。

今回は、千代田区の将来に直結する住宅政策、中でも、新築分譲マンションの空洞化と転売の抑制について質問いたします。

千代田区は東京の中心として、日本のビジネス・教育・文化を牽引してきました。

近年は住環境が整えられ、住民人口も順調に増えております。

特に、再開発や総合設計制度を活用した良質な住居供給は、区民生活の安定とコミュニティーの持続性を支える公共的成果でしょう。

ところが、昨今、完売したはずの新築マンションで居住実態が乏しい、いわば灯りのとまらない街区が生まれていると聞きます。

区が今年7月上旬に行った居住実態調査では、ある新築分譲マンションで所有者の7割弱に居住実態がないという衝撃的な報告がありました。

これは防災・防犯、管理組合の成立や維持、地域活動の担い手確保といった観点から、看過できない問題です。

この実態を受け、区は7月18日、一般社団法人不動産協会に対し、総合設計制度や市街地再開発事業などで販売されるマンションについて、引渡しから原則5年間の転売禁止や同一名義による複数物件の購入禁止などの特約導入を要請しました。

これは新聞やテレビなどで報道されましたが、議会としても改めて、ここに至った区の認識と判断を、議場と区民に分かりやすく説明すべきだと考えます。

そこで質問いたします。

区はなぜ一般社団法人不動産協会に対して、5年間の転売や複数物件購入などの禁止特約導入を要請したのですか。

基本的な考えをお示ください。

公共性の高い事業の成果を実需層へ優先配分するという政策目的があることは分かりますが、もし長期的な目標があるなど、ほかの要因があれば御説明ください。

次に、「不動産投機の連鎖」がもたらす不利益についてお伺いします。

都心部の新築マンションは、東日本震災で暴落した後から上昇ペースを高め、特にコロナ禍の後に価格が大きく上昇しました。

ところで最近では、郊外の不動産価格がピークアウトしつつあるように見えるのにもかかわらず、都心のマンションだけが急騰し続けています。

都心において実需以上の上昇ペースになっています。

これは投資資金、特に短期の投資資金が新築マンションに振り向けられているからだと考えられます。

短期キャピタルゲインや複数戸の転売益を狙う投機的購買が相場の上振れを加速させているのではないのでしょうか。

その結果、次の3つの不利益が生じています。

1つ目、価格高騰による内勤（？）区内勤労世帯の締め出しです。

千代田区に仕事場がある人たちは、できれば区内に住みたいと考えるのが当然ですが、今の価格ではごく一部の限られた人しかかなわなくなっています。

2つ目、空き住戸の増加による防災・防犯リスクの増幅です。

地域が気に入って住むというのではなく、単に財産価値が高いから一時的に所有する人たちが増えれば、それだけ地域に根づきたいという人たちが減って、地域コミュニティは弱体化します。

町会などの地域組織が子供を守る防災・防犯機能を担っていますが、このままでは子供たちがこれまでのようには守れなくなります。

3つ目、管理組合の不成立や運営不全による建物の長期価値の毀損です。

新築マンションが住居開始から空室ばかりとなると、管理組合が成立しない可能性がありますし、そもそもマンション自体の防犯上もよいことではありません。

これらの三重の不利益が新築マンションには発生します。

居住実態の乏しさは、地域コミュニティの形成や子育て・教育施策の担い手にも影響します。

千代田区は伝統ある町会・氏子地域を有し、神田祭など地域文化を守り育ててきました。

灯りのともらない街は、地域の力を徐々にむしばんでいくことになるでしょう。

区は区民のために、そういった不利益が起こらないように最善を尽くす責務を負います。

そこで質問いたします。

現在の千代田区における新築分譲マンション販売の状況を、区はどのように認識していますか。

実需・投機の比率、複数戸購入の傾向、空き住戸の割合等について、把握している範囲で具体的にお示しください。

次に、本要請の反響についてお伺いします。

今回の要請に対し、一般社団法人協会は、合理性への疑義やさらなる説明を求める旨の反応を示したと承知しています。

自由経済下での取引の自由と、公共性の高い供給の成果を生活者に確実に届けるという自治体の責務。

その両立に今回の核心があります。

区としても、丁寧なエビデンスの提示と対話の場づくりが重要になります。

そこで質問いたします。

一般社団法人不動産協会への要請後、協会側からどのようなアクション、意見表明、照会がありましたか。

もし今後の協議計画があれば明らかにしてください。

さらに、本件に関して、区民やマスコミからどのような問合せや意見が寄せられていますか。

また、それらの反応に対して、区が補足すべき情報があれば、あわせてお示してください。

次に、本要請について、法的正当性について伺います。

所有権は尊重されるべき基本権ですが、公共性の高い事業、例えば都市計画決定、総合設計制度活用、市街地再開発事業などについて、区はインセンティブを負担しています。

当然ながら、事業自体が区民の利益になることが大前提です。

ですから、区民の利益になることが明確であれば、一定の制限をかけることに正当性が認められると思います。

ただし、その場合は、法的に何らの問題もなく、区が事業者と交わす協定・覚書・事業計画の審査基準などに、公益目的に沿う行為規範を明確化し、透明性をもって運用することが必須になると考えます。

諸外国でも同趣旨の制限をしている例が散見されます。

例えば、短期転売に高率の課税を課す、外国籍を含む投機的需要を抑えるために追加印紙税や空き家課税を導入するなどの事例があります。

日本でも、行政指導と並行して、国・都レベルの制度整備を働きかけることが必要です。そこで質問いたします。

今回の要請について、区はどのような法的・政策的正当性を認識していますか。

目的の明確性、手段の必要最小限性、透明性・予見可能性の確保などの観点を踏まえて、区の見解を示してください。

次に、この問題にいわゆる「外国人問題」が含まれるかどうかについて伺います。

ここ数年、千代田区の外国人居住者の数・割合が大きく伸びていると聞きます。

この劇的な変化に行政や住民が適切についていけるかどうかについて、強い懸念を感じております。

都心では海外からの資金流入が住宅市場を活性化させる一方で、短期転売や無居住保有が価格の上振れや空洞化を招く側面があります。

都心の不動産は通常の投機活動でも上がりやすいのに、これに外国人投機が増えれば、需要が実需をはるかに上回り、区としても健全な運営に支障が出ないとは言い切れません。

ただし、ここで強調したいのは、国籍を問わず行為に着目してルールを設計すべきである点です。

複数戸の短期転売、無居住の長期化、管理費等の不履行などは、国籍に関係なく市場の健全性を損ねます。

私たちは、特定の属性を標的にするのではなく、投機的・非協力的な行為を抑制し、実需・定住を促す公平なルールを整えるべきでしょう。

なぜなら、本来であればこの千代田区の地域に根づくべくマンションを買おうという人た

ちが、この機会から遠ざけられるからです。

もちろん、マンション投資は日本では正当な投資方法であり、それ自体を否定することは不適切です。

ただし、ここには外国人投資家や投資会社が入っているとすれば、考慮すべき点があります。

特に最近増えているとされている中国系の投資家による投資は、私たちが中国に不動産投資できないということを考えれば、国家同士の相互主義の観点からも、規制は正当化され得るでしょう。

都心という限られた地域でのマンション投資が過剰になれば、日本に納税してこなかった人たちが得をして日本の納税者がマンションを購入する機会が遠のくことになります。

これは感覚的にもおかしいことだと感じます。

地方自治体の本分は行政サービスであり、行政サービスは納税者やその家族、あるいはかつて納税者だった方たちが優先されるべきです。

そこで質問いたします。

本件に、いわゆる「外国人問題」の要素があるかどうか、区の見解を伺います。

もし課題があるとすれば、区はどのように対処しようとしているかもお示してください。

次に、転売規制の適用範囲についてお伺いします。

今回の要請は、まず再開発地区に建つマンションなど公共性の高いスキームによる供給住戸を対象とするものです。

将来的に、適用を広げるかどうかは、効果測定と副作用の検証が大前提になります。

例えば、総合設計・再開発等の公共性が高い供給、学校区や子育てインフラに著しい影響を与える一定規模以上の供給、地域の空室率・灯り率が基準値を下回る地区など、段階的・選択的な適用が考えられます。

そこで質問いたします。

今回のスキームが一定の成果を上げた暁に、再開発・整備地区以外のマンションにも、将来的に同様の特約を拡げていく考えはありますか。

考えている場合は、拡大の要件、評価指標、試行・検証のロードマップなどがあればお示しください。

まだスタートしたばかりの案件ですので、今回のスキームはまだ実験段階にあります。私は区が、区民生活のためにこのようなスキームを他地区に先駆けて進めたことについて大いに評価します。

千代田区が先鞭をつけられれば、東京、ひいては日本の住宅政策は一步前に進みます。

私たちは、灯りのともる千代田区、子どもが育つ千代田区、地域が支え合う千代田区という、地域における3つの力を次世代に手渡さなければなりません。

このような課題の取組は経済活動の自由の観点から、常に批判があるとは思いますが、どうか勇気と具体策をもって、大胆に挑んでください。

区長、並びに関係理事者の建設的な御答弁を求め、私の一般質問を終わります。
何とぞよろしくお願いいたします。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／白川議員の投機目的でのマンション取引に関する要請に関する御質問にお答えします。

まず、要請の基本的な考え方についてです。

これまでも千代田区内のマンションは億ションと呼ばれておりましたが、今は新築分譲で3億円、5億円で販売されています。

影響は中古マンションや賃貸住宅の賃料にまで及んでおります。

千代田区に住みたくても住めないという方がいる状況は、非常に問題があると認識しています。

価格高騰は、資材や人件費の上昇はもちろんですが、投機目的の取引も一因にあります。

区では独自に新築マンションの登記簿を調査し、事業者ヒアリングしたところ、国内外から投機目的で購入される方が少なからずおり、海外はアジア系の方が多くなっておりま

す。
あるマンションでは、登記簿上、所有者の住所と当該物件の住所が一致しない住戸が、全体の7割に及んでおります。

別のマンションでも居住実態がないと思われるケースが5割程度でした。

実需・投機の比率、複数戸購入の傾向、空き住戸の割合について、全体の詳細を把握できてはいませんが、事業者からのヒアリングを踏まえると投機の比率は無視できない割合だと考えており、居住実態のないマンションの所有が増えているのではと懸念しています。

また、管理組合の運営への支障など、住環境への悪化も考えられます。

こうしたことから、今回、要請を行いました。

補足すべき情報として、本要請は実際に住んでいただく方に購入していただきたい、千代田区に住みたいという人に住んでほしいという思いで発出しており、投資、つまり賃貸目的での購入を否定する意図や、実際に住むための外国人の購入を否定する意図はございません。

次に、要請への反響について御説明します。

要請先である不動産協会の反応ですが、報道などから、協会としては「マンション価格の高騰は実需が基軸」、「現時点で業界として一体的な規制を検討する段階ではない」と聞いています。

一方で、先週金曜日、不動産協会の会見を見ると、区の要請を受けて今回初めて投機的な動きを認め、国交省の調査結果を踏まえて投機的な短期転売の抑制を発信するという考えに変わったと認識しております。

区が要請を行ったことで、多くのマスコミの皆さんに取り上げていただきました。
投機をしようとする方から、千代田区での投機を目的としたマンション購入は避けたほうがよいのではないか、あまりメリットがないのかもしれないと心理的に思ってもらえたのであれば、アナウンスメントの効果はあったと考えております。
区民の皆様からは、本要請に関して「千代田区よくやった」のような、応援の声を多くいただいております。

次に、法的・政策的正当性について御説明いたします。

要請の内容、５年以内の転売禁止、同一名義の複数物件の購入禁止は、既に一部事業者がマンションを販売する際に行っている内容です。

このことを行政が、要請という拘束力がない形で行う行為であるため、適切であると認識しております。

最後に、適応範囲についてです。

今回の要請の内容を検討するに当たっては、都市開発諸制度や市街地再開発事業などに限らず、純粋に民間事業者がマンションを開発、販売する物件についても、要請の対象にできないか検討いたしました。

ただ、法令や条例の根拠がない中で、こうした案件も要請の対象にすることは行き過ぎた行政指導になるのではということ以外しております。

今後、新築マンションの販売動向、これに伴う投機の動向を十分注視しながら、他の地域や他国の事例なども参考にしつつ、次の有効な手だてを構築してまいります。

また、投機・転売目的の購入抑制とあわせて、住んでいただく住宅を増やすという観点も重要と考えております。

都のアフォーダブル施策とも連携しながら、新築に限らず、中古や賃貸、リノベ・アフォーダブル住宅など、住宅供給の手法について様々な面から検討してまいります。

議長／次に、５番えごし雄一議員。

えごし議員／令和７年第３回区議会定例会におきまして、公明党議員団の一員として一般質問いたします。

まず初めに、がん対策の推進についてです。

２人に１人が生涯で一度は発症すると言われていて、がん。

国立がん研究センターによる最新がん統計では、２０２３年にがんで死亡した人は約３８万人と統計開始以来の過去最高の数字となり、がんの発生数と死亡数は、人口の高齢化を主な要因として、全体数はともに増加し続けています。

一方、日本では、がん医療の発展やがん検診による早期発見、がん予防など、様々な対策が進む中で、人口の高齢化の影響を除いた年齢調整率で見ると、毎年の年齢調整死亡率は減少を続けており、がんの生存率も多くの部位で上昇傾向にあるとのことで、国や地方が

進めているがん対策には、一定の成果が見られていると言えます。

ただ、発生率については横ばい傾向で推移しており、さらなるがん予防や早期発見への取組が必要と考えます。

がんは様々な要因によって発生するといわれています。

がんゲノム情報管理センター、国立がん研究センターによると、加齢やたばこ、食生活などの生活習慣や環境要因によって発生するがんと、生活習慣や環境要因とは別に、生まれもった遺伝子の違いが原因で、がんになりやすい体質を持っている場合がある。

がん細胞そのものは遺伝しませんが、このがんになりやすい体質は、次の世代に受け継がれることがあると示され、がん発症のリスクが高まる可能性があるといわれています。

この、生まれつきがんを発症しやすい体質を持っていることを遺伝性腫瘍症候群といい、一例としては遺伝性乳がん卵巣がん症候群（HBOC）、リンチ症候群、家族性大腸腺腫症などがあります。

関連するがんには乳がん、卵巣がん、前立腺がん、大腸がんなどが挙げられます。

この遺伝性腫瘍症候群であったとしても、必ずがんを発症するというわけではありません。

また、がんになりやすい体質が家族に必ず受け継がれるわけではありません。

ただ、がんの種類により異なりますが、がんになった人のおよそ5から10％は、遺伝性腫瘍症候群であると言われており、若くしてがんになったり、異なる臓器や同じ臓器に何度もがんができたり、家系内で同じ種類のがんを発症している人が多いなどの傾向もあるそうです。

特に、遺伝性乳がん卵巣がん症候群、以下HBOCは、がんになったことがあるかないかにかかわらず、一般的に200から500人に1人が該当すると言われており、HBOCの女性の場合は、乳がんや卵巣がんが、男性でも前立腺がんや乳がんの発生率が高まるとのデータがあります。

また、卵巣がんは初期症状がほとんどないと言われており、ほかのがんと比較しても特に発見が難しく、HBOCと分かることも、その後の早期発見につながると言われています。国立がん研究センターのがん情報サービスによると、自分や家族がこれまでにかかった病歴から、遺伝ではないかと心配になり、遺伝カウンセリングや遺伝子検査を受けることを検討する人もいるとのこと。

ここでお伺いします。

千代田区では、現在も様々ながん対策を行っています。

その上で、遺伝性腫瘍症候群、遺伝性腫瘍について、区はどのように捉えているのか、お聞かせください。

区民の皆様の中には、遺伝性乳がん卵巣がん症候群などの遺伝性腫瘍症候群について、まだよく知らないという方もおられます。

区としてがん対策を進める中で、関連のイベントや、区のホームページで情報を伝えるなど、正しい知識・情報の普及、啓発を行ってはいかがでしょうか。

区の考えをお聞かせください。

国では2020年4月から、乳がんや卵巣がんの発症者に対して、特定の条件を満たす場合に、遺伝性乳がん卵巣がん症候群、以下HBOCの遺伝カウンセリングや遺伝子検査が保険適用となりました。

HBOCと診断された患者に対しては、再発リスクを下げるために未発症の乳房や卵巣・卵管を予防的に切除する手術や、切除後の乳房再建術も保険適用に。

切除を選択しなかった人への継続的なフォローアップ検査も保険適用となるなど、対策が進められています。

HBOCのような遺伝性腫瘍症候群ということが分かれば、その後の治療方法や継続的な検査など選択肢も大きく変化するとともに、さらなるがんへの予防、早期発見にもつながります。

ただ、HBOCの遺伝子検査の費用は保険適用となっても3割負担で6万600円、診察料や遺伝カウンセリング料も別途で必要となり、負担は大きくなっています。

また、保険適用の対象も乳がんや卵巣がんの発症者だけとなっており、がん未発症者や発症者の御家族は対象に入っておらず、自費診療でさらに高額な費用がかかります。

私は地域を回っていた際、乳がんを経験された方から、「遺伝のようなことがあるかもしれない。娘もいるから心配で、自分や家族も検査を受けたいけど費用が高くて受けられない」とのお話を伺いました。

がんを発症された方は御本人だけでなく、御家族・血縁者の方も不安は大きいと、切実な思いを聞かせていただきました。

横浜市では、HBOCの遺伝カウンセリングや検査費の助成を、保険適用外の方や家計にHBOCの患者がいる方に対して行っており、兵庫県姫路市では、HBOC以外も含めた遺伝性腫瘍症候群の検査費等の助成が行われています。

御家族ががんになってしまった方も、遺伝カウンセリングや検査を受けることで不安を軽減し、今後のがん予防や、がんの早期発見につながる可以考虑です。

そこでお伺いします。

本区でも遺伝性腫瘍症候群について、遺伝カウンセリングや遺伝子検査費用の助成など、支援を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

区の考えをお聞かせください。

次に、誰一人取り残されない学びの実現について質問します。

本区では、様々な事情により学校や教室に通うことが難しい児童・生徒に対して、不登校対策事業として校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）、はくちょう教室、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）、フリースクール等民間施設との連携の4つを柱に、多様な学びの場の整備を進めています。

スペシャルサポートルーム（以下、SSR）については、昨年から区内小・中学校の全校に設置されました。

利用者の保護者からは、なかなか登校できなかった子供が、ＳＳＲには何とか行くことができた、感謝のお声も伺いました。

その一方で、まだまだＳＳＲについて知らない、通いたいけどどこにどう連絡してよいか分からないとの意見や、ＳＳＲの利用を断られてしまったとの声もあるようです。

ほかにも、先生など相談する人によって対応が違うときがあるとの意見も伺いました。

ＳＳＲについては、学校ごとに対象の児童生徒の実態や各学校の施設、設備など事情も異なることから、運用について違いがあることは理解しています。

区としても、入室制限につながるような事例があれば、適宜指導し改善を図っていただいていることも聞いております。

しかし、利用したい人が誰でも安心して利用できるよう、現状の運用方法の改善とともに、周知の徹底や、学校側とうまく連携が取れなかったときの相談窓口など、しっかり保護者の皆様にお伝えすることが肝要です。

また、区としてＳＳＲに何人通っているかの把握だけでなく、利用希望者がどのくらいいて、その希望者が実際に利用できているかについても把握できる仕組みを整備する必要があると考えています。

例えば、区の専用ページで電子申込などできれば、利用希望者が情報を記入し、それを事前に学校側と共有することで、利用希望者が学校側と直接お話しする際に円滑なやり取りを行えるようにすることもできるかと思っています。

そうすれば、区で希望者を把握することもでき、その後、実際に通えているかどうかを確認したり、学校側との意思疎通に不具合があれば、相談していただき、対応ができるかもしれません。

また、今すぐＳＳＲを利用しなくてもいいかもしれないが、子供が不登校予備軍期のような時期で気になっているという方がいれば、その旨を記入して学校側と共有することで、先生も児童のことを気にしてくれたり、急遽利用したくなったときにＳＳＲに行けるなど、柔軟な対応も可能になると思います。

保護者の中には、予備軍期のときは、学校に電話してお話しするのはなかなかしづらいという方もおり、気兼ねなく簡単に情報を共有できる手段を求める声もありました。

そこでお伺いします。

区としてスペシャルサポートルーム（ＳＳＲ）のさらなる周知の徹底や、学校側とうまく連携が取れなかったときの相談窓口など、保護者にしっかり伝えていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

現在、区ではＳＳＲの利用希望者、また、実際に利用できているかを把握できていますでしょうか。

できていなければ、先述したような把握できる仕組みやシステムの整備も必要と考えます。

区の所見をお聞かせください。

続いて、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（ＶＬＰ）について質問します。

バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（以下、V L P）は、千代田区の不登校対策としても4つの柱として掲げられていますが、実際にどのように運用されているのか、ホームページなどでの情報や周知も少なく、なかなか現状が見えておりません。

V L Pは他の自治体でも活用されており、中野区ではホームページでもV L Pについて紹介しながら、日頃からの教育支援、居場所の提供とともに、プログラミングを学ぶ部活動「プログラミング部」を開催。

品川区では、不登校支援ポータルサイトぷらっとで広く周知、V L Pでプログラミング部や数学部、旅行部など10個の部活をつくり、ローテーションで実施。

また、オンライン国際交流イベントを行い、課外活動や体験学習の機会が限られてしまうことも多い不登校生徒・児童に、国際交流体験の場を提供するなど取り組んでいるそうです。

V L Pには課題も様々ありますが、利用したい人がしっかり利用できるよう、魅力ある内容の充実、周知を含め、保護者にも知ってもらえるような取組も必要と考えます。

そこでお伺いします。

V L Pが現状、区でどのように運用されているのか、また、今後どのように運用しようと考えているのか、周知方法も含め、区の考えをお聞かせください。

続いて、不登校などの児童・生徒の保護者が、知りたい情報を得られる、共有できる仕組み、支援・相談体制づくりについてです。

以前、令和5年第3回定例会でも、不登校児童・生徒の保護者の皆様の孤立を防ぐため、保護者同士で情報共有、相談ができる場・機会を求める質問をさせていただきました。

最近でも地域で不登校のお子様がいる保護者の方からお話を伺っていると、「国や区でも様々な不登校対策や支援を行ってくれているが、情報がなかなか自分の元に届かない。家族の対応などでも手いっぱい、自分で探すのも大変だ」とのお声をいただきました。

また、「同じ経験者同士の話や情報が聞けたり、気軽に相談ができる場が欲しい」とのお声もいただきました。

区内では、ボランティアで、相談や交流ができる場を提供していただいている団体もあります。

ただ、いつどこで行っているかなど、広く周知することは難しく、知り合いから口伝えで聞いたり、たまたまSNSなどで発見したりしなければ、なかなか情報は届きません。

ここでお伺いします。

区が主導で「保護者のつどい」などの場をつくり、広く周知して行うことができれば、より多くの保護者の皆様が知りたい情報を得たり、情報共有・相談がしやすくなる。

また、区としても、悩み、苦勞されている皆様のリアルなお声や御意見を直に聞くことができると思いますが、いかがでしょうか。

例えば、直接会場に集まる会でなくても、先に質問したバーチャル・ラーニング・プラットフォームのシステムを使い、保護者の方がネット、メガバース上で参加して、情報交換

や相談ができる保護者のつどいを行うこともできると考えます。

顔を出さないアバターなどでも参加できれば、より相談しやすい方がいるかもしれませんし、直接会場へ行く時間がない、家を空けられない方も参加がしやすいと思います。

V L P内で、不登校対策の説明会や講演なども行えるかもしれません。

保護者の方にV L Pを利用してもらえると、理解や周知も広がり、子供の利用数が増える可能性もあります。

このような形も含めて、ぜひ進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

区の所見をお聞かせください。

最後に、カームダウン・クールダウンスペースについて質問します。

カームダウンには、静まる、落ち着くとの意味があります。

特に発達障害や知的障害、精神障害のある方、また、視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚などの諸感覚が過敏になって日常生活に困難さがある感覚過敏の方などが、音や光、人混みなどによる外部からの刺激により感情が高ぶってパニックになったり、頭痛やめまいなど体調不良となった際に、気持ちを落ち着かせことができる空間です。

パニック症状になった際は、静かな場所で15から20分過ごすことで落ち着くとされています。

近年では、医療・福祉施設だけでなく、人が多く行き交う駅や空港など交通施設や、学校など教育施設、最近では、大阪・関西万博内にも数多く設置され、活用されています。

スペースの形や大きさは様々あり、大切な点としては間違った使い方や効果が薄い空間にならないよう、目的に合った設置運用を考えること。

利用に当たっては、カームダウン・クールダウンスペースへの理解と使用方法やルールなどの徹底も必要です。

経済産業省では2020年5月に、ピストグラムによるカームダウン・クールダウンマークがJIS規格のマークとして認定されました。

自治体では川崎市や港区など、本庁舎にカームダウン・クールダウンスペースを設置する動きも広がっています。

外部からの刺激が苦手な人にとっては、人混みや大きな音、照明の光などが社会的バリアとなることから、安心して外出することができる環境の実現を目的に、設置を進めたとのこと。

また、教育施設でも配慮が必要な子供たちのために設置が進められている学校があります。感覚過敏研究所が2023年に実施したアンケートでは、感覚過敏のある人の81.9%が「感覚過敏が理由で外出を諦めた経験がある」と回答しています。

合理的配慮の観点からも、いざというときに安心して過ごせる環境の整備は必要と考えます。

ここでお伺いします。

千代田区においても、社会的バリアで苦しむ方が安心して外出できる心のバリアフリーを

目指し、区役所など区内公共施設、また、区立小・中学校にカームダウン・クールダウンスペースの設置を検討してはいかがでしょうか。

区の考えをお聞かせください。

以上、がん対策のさらなる推進、不登校対策、カームダウン・クールダウンスペースについて質問をいたしました。

区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／えごし議員の「誰一人取り残さない学びの実現」についての御質問にお答えいたします。

初めに、スペシャルサポートルームについてですが、これまでもリーフレットやホームページでの周知に努めてまいりましたが、学校での保護者会なども活用しながら、さらに周知の徹底を図ってまいります。

また、利用に関しては、スクールカウンセラーへ相談できることなども含め、保護者へしっかり伝わるよう、さらなる周知に努めてまいります。

次に、利用希望者などの把握については、定期的な調査により実状の把握に努め、可能な限り多くの子供たちのニーズに応えられるよう、学校と連携してまいります。

次に、バーチャル・ラーニング・プラットフォームについては、不登校やその傾向にある児童・生徒へ、アバターによるコミュニケーションや学習コンテンツを利用するためのアカウントを付与し、利用を促しているところです。

今後の運用については、単に居場所、学びの場としての提供にとどまらず、探究・交流型のコンテンツの充実やゲーム的要素の導入などにより、子供たちの興味関心が広がる楽しい空間とすることができないか検討しているところです。

また、保護者に対しても、バーチャル・ラーニング・プラットフォームの説明会や体験会などの実施により、認知度を高めていきたいと考えております。

次に、保護者への支援・相談体制づくりについてですが、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム内での心理士による相談会や保護者同士が情報交換を行う公的なコミュニティーの場としての活用の可能性などについて検討してまいります。

最後に、区立小中学校におけるカームダウンスペースについてですが、今年度、富士見小学校をモデル校としたスペシャルサポートルームの環境を整備する中でカームダウンスペースを設けてまいります。

その活用状況を踏まえながら、今後、各校への展開について検討してまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／えごし議員のがん対策の推進に関する御質問にお答えいたします。

遺伝性腫瘍症候群では、生まれつきの遺伝子の変異が原因で、がんを発症しやすくなっているため、御自身や御家族が、遺伝性腫瘍症候群と診断された場合に、疾患の正しい知識や、専門医療機関等の相談先の情報が得られることが必要と考えています。

また、遺伝性のがんであっても、がんの発症には生活習慣等が深く関係しているため、生活習慣の改善や検診によるがんの早期発見に努めることが非常に重要と認識しています。

次に、がん対策の中での遺伝性腫瘍症候群についての啓発についてですが、がんの遺伝子を持つ方が御自身の体質を知るとは、がん予防への意識づけにつながる一方で、強い不安を感じる方もいると思われることから、その点も踏まえ、いたずらに不安をあおることのないよう留意しながら実施をまいります。

遺伝性のがん対策としての遺伝性腫瘍症候群の検査への支援については、今後、国の動向等も注視しながら研究してまいります。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／えごし議員の区役所等におけるカームダウン・クールダウンスペースの設置に関する御質問にお答えします。

カームダウン・クールダウンスペースについては、周囲の音や光など外部からの刺激が苦手な方などに対して、気持ちを落ち着かせて心身を休ませたり、事前にパニックを防いだりすることなどを目的として、駅や空港、公共施設などに設置する事例が増えていることは認識しております。

区役所本庁舎や各公共施設に設置する際には、スペースの確保や外部の刺激を遮断できるような場所、照明・換気など設備面の課題、安全性や悪用防止などセキュリティ面の課題、利用ルールなど運用面の課題があることから、他団体の例なども参考に研究してまいります。

議長／お諮りします。

本日は、以上で延会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日9月26日午前10時30分から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

本日は、以上で終了します。

すみません、申し訳ございません、もう一度座っていただけますか。

ごめんなさい。

最後の一言間違えちゃった。

再開します。

本日は、以上で終了します。

延会します。